

**【報告基準日】**

- ・ 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**

**1. 資産名称**

ほうりゅうじちいき ぶつきょうけんぞうぶつ  
法隆寺地域の仏教建造物

**2. 所在地（県及び市町村名）**

ならけんいこまぐんいかるがちょう  
奈良県生駒郡斑鳩町

**3. 記載年**

1993年

**4. 評価基準**

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

**5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）**

建造物群

文化的景観の適用 無

**6. 資産に影響を与える要因**

◆斑鳩町法隆寺門前地区（緩衝地帯）において、斑鳩町が計画している宿泊施設と民間が計画している2件の宿泊施設の建設計画がある。

→ 共に文化財保護法、古都保存法及び奈良県風致地区条例により法的に保護又は保全する範囲内にあり、県及び斑鳩町の関係部局と協議を行い、指導等を行っていく予定である。

**7. 保存管理体制の状況**

本登録遺産を構成する建造物48棟は、国宝または重要文化財として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また法隆寺・法起寺区域は国が史跡に指定し、地上の建造物と地下の遺構の保存を図っている。

登録資産の緩衝地帯（バッファゾーン）は、古都保存法の規定に基づいて、1966年、国が斑鳩町歴史的風土保存区域として指定し、また奈良県風致地区条例に基づき、1966年、奈良県が斑鳩風致地区として指定し、全域の歴史的風土と自然環境の保全を図っている。

## 8. 保護措置

・「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」に基づく「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」を2013年に策定し、この計画に基づく重点区域に法隆寺周辺のバッファゾーンの一部を設定した。

・「法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」を2014年に制定し、法隆寺周辺のバッファゾーンの一部分にあたる「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」における重点区域の一部の建築規制を変更した。

## 9. 予算措置

年度	予算額 (千円)
29	176,910
28	83,550
27	70,523
26	98,069
25	75,000

## 10. 来訪者の状況

年	来訪者数 (人)
28	684,416
27	717,975
26	756,000
25	816,000
24	835,000

法隆寺及び法起寺の拝観者数により算出

## 11. その他

### 【シンポジウム等】

- ・法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結記念締結1周年記念 夏季特別展  
「(仮称)法隆寺食封で結ばれた絆 ー飛鳥時代～奈良時代における法隆寺と4市1町での様相ー」

開催日時：平成30年7月下旬～9月下旬

開催場所：斑鳩町文化財活用センター

内容：展示会

主催者：斑鳩町

- ・世界遺産登録25周年記念シンポジウム (タイトル未定)

開催日時：未定

開催場所：東京都内

内容：シンポジウム

主催者：「世界文化遺産」地域連携会議斑鳩プロジェクトチーム

**【報告基準日】**

- ・ 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**

**1. 資産名称**

姫路城

**2. 所在地(都道府県及び市町村名)**

兵庫県 姫路市

**3. 記載年**

1993

**4. 評価基準**

(i) (iv)

**5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)**

建造物群

文化的景観の適用 無

**6. 資産に影響を与える要因**

落書き等来訪者による遺産の意図的な破壊については、監視カメラ、巡回警備等による防止策を講じている。

地震等の自然災害については、耐震診断と必要な構造補強及び防災設備の整備により、対策を講じている。

**7. 保存管理体制の状況**

(1) 管理団体

姫路市

(2) 担当部局

〔県〕 兵庫県教育委員会 文化財課

〔市〕 姫路市教育委員会 文化財課

## 8. 保護措置

姫路市立公園条例（平成18年制定）

・都市公園法に基づく都市公園のほか、姫路市が設置する公園の設置及び管理について必要な事項を定めるもの。姫路城を中心とする都市公園姫路公園の健全な発達を図るもの。

特別史跡姫路城跡整備基本構想（平成20年3月策定）

・昭和61年に策定した整備基本構想の全面的見直しを行い、対象エリアを特別史跡指定地であり、世界遺産資産である内曲輪、中曲輪と外曲輪及びバッファゾーンに区分し、それぞれのエリアごとに保存管理、史跡整備、景観誘導などについての基本方針と将来のあるべき姿を示した。

特別史跡姫路城跡整備基本計画（平成23年3月策定）

・特別史跡姫路城跡整備基本構想の全面見直しを受け、特別史跡姫路城跡整備管理方針に替わる特別史跡姫路城跡の保存管理計画を策定。

姫路城重要文化財建造物等保存活用計画（平成25年8月策定）

・世界文化遺産姫路城に現存する建造物の一体的な管理、保存活用の考え方を具体的に示し、姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針を策定。

## 9. 予算措置

（単位：千円）

	兵 庫 県	姫 路 市
平成25年度	4, 500	160, 748
平成26年度	3, 300	169, 916
平成27年度	0	38, 142
平成28年度	6, 891	32, 714
平成29年度	2, 375	20, 029

## 10. 来訪者の状況

	来 訪 者 数
平成25年度	767千人
平成26年度	797千人
平成27年度	2, 626千人
平成28年度	2, 083千人
平成29年度	1, 841千人

## 11. その他

## 【報告基準日】

- ・ 平成 30 年 3 月 1 日

## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

### 1. 資産名称

こ と きょうと ぶんかざい きょうとし うじし おおつし  
古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）

### 2. 所在地(県及び市町村名)

きょうとふ きょうとし うじし  
京都府 京都市、宇治市

しがけん おおつし  
滋賀県 大津市

### 3. 記載年

1994年

### 4. 評価基準

(ii)、(iv)

### 5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群  
文化的景観の適用 無

### 6. 資産に影響を与える要因

- ・ 賀茂御祖神社資産範囲（京都市左京区）で、神社が祭具等保管庫の建築を計画。周辺住民や文化庁等との協議により、当初計画よりも規模を縮小し、かつ歴史的環境に配慮した意匠が採用されている。
- ・ 同資産範囲（京都市左京区）及び宇治上神社（宇治市）において、文化財に油状の液体を撒かれる被害。すみやかに除去作業を行ったのち、各資産では防犯設備の改修、体制の強化を計画中。
- ・ 二条城緩衝地帯内（京都市中京区）で、ホテル建替工事が計画されている。建物は京都市景観計画により高さを制限、デザインも環境に配慮したものとなっている。
- ・ 醍醐寺資産範囲（京都市伏見区）で、林野庁が持続可能な木材伐採を行うための林道敷設工事を行った。工法やルートについて協議を行い、資産の保護を図った。
- ・ 宇治上神社の緩衝地帯及び隣接地(宇治市宇治)において、民間業者により山

丘を削る宅地開発計画があり、景観保全について調整中。あわせて、景観の保全を一層図るため、山丘部(緩衝地帯及び隣接地)の国指定史跡・名勝等の指定を目指す取り組みを進めている。

・仁和寺資産範囲(京都市右京区)及び賀茂別雷神社資産範囲(京都市北区)において、台風による倒木が多数発生した。いずれも復旧作業を実施中である。

## 7. 保存管理体制の状況

### (1) 都道府県及び市町村における担当部局

京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課

京都市 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

宇治市 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

滋賀県 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課

大津市 大津市教育委員会文化財保護課

### (2) 専門家/有識者による委員会の設置

無し

### (3) その他

基本的には下記各資産所有者並びに管理者が管理

①賀茂別雷神社 宗教法人賀茂別雷神社

②賀茂御祖神社 宗教法人賀茂御祖神社

③教王護国寺 宗教法人教王護国寺

④醍醐寺 宗教法人醍醐寺

⑤仁和寺 宗教法人仁和寺

⑥延暦寺 宗教法人延暦寺

⑦清水寺 宗教法人清水寺

宗教法人地主神社

⑧平等院 宗教法人平等院

⑨宇治上神社 宗教法人宇治上神社

⑩鹿苑寺 宗教法人鹿苑寺

⑪慈照寺 宗教法人慈照寺

⑫高山寺 宗教法人高山寺

⑬西芳寺 宗教法人西芳寺

⑭天龍寺 宗教法人天龍寺

⑮龍安寺 宗教法人龍安寺

⑯本願寺 宗教法人本願寺

⑰二条城 京都市元離宮二条城事務所

## 8. 保護措置

### ○京都市

京都市市街地景観整備条例の改正 平成 22 年 12 月 22 日

京都市眺望景観創生条例の改正 平成 22 年 12 月 22 日

高度地区による高さ規制の見直し 平成 19 年 9 月 等

### ○宇治市

緩衝地帯の全域及び隣接市街地部分を平成 20 年 4 月に景観法に基づく景観計画重点地区に指定し景観の保全を強化した。また隣接市街地部分では高度制限を設定し景観を保護した。

本資産の緩衝地帯は、京都府条例の「京都府風致地区条例」による特別風致地区としているが、宇治市に権限委譲を受け平成 27 年 4 月に「宇治市風致地区条例」を施行し、より一層細やかな景観保全に努めている。

## 9. 予算措置

(単位:千円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
京都府	1,735,613	1,751,750	1,704,359	1,692,704	1,788,407
滋賀県	2,167,523	1,446,698	1,480,944	1,734,412	2,375,991

※上記予算は、世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額。

## 10. 来訪者の状況

各資産毎の来訪者数は把握していない。

## 11. その他

賀茂御祖神社資産範囲（京都市左京区）における和風集合住宅建設に関し、反対派住民による風致許可取り消し提訴（平成 28 年 3 月 23 日）、建築確認取り消し提訴（同 9 月 20 日）があったが、訴えは却下された（平成 29 年 3 月 30 日）。



## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

### 1. 資産名称

- ・ しらかわごう 白川郷・ご か やま 五箇山のがっしょうづく 合掌造りしゅうらく 集落

### 2. 所在地(都道府県及び市町村名)

- ・ 岐阜県 しらかわむら 白川村
- ・ 富山県 なんとし 南砺市

### 3. 記載年

- ・ 1995年

### 4. 評価基準

- ・ (iv)、(v)

### 5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

- ・ 建造物群
- ・ 文化的景観の適用 無

## 6. 資産に影響を与える要因

### <白川村>

- 重文和田家住宅、重文岩瀬家住宅など合掌造りの公開施設等の公開は資産の理解に好影響を与えている。
- 東海北陸自動車道の全通（2008. 7）は、地域の活性化や緊急・災害時の非常用道路として大きな利益をもたらしている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 住民協定では民間の有料駐車場は原則禁止しているが、繁盛期を中心に遵守されていないのが実態であった。こうした状況に対して、民間有料駐車場を是正する動きが白川村と住民を中心に起こった。民間有料駐車場の廃止や村内への観光車両の進入を制限する自主的な取り組みにより、地域環境の改善が図られている。
- 稲作の促進や茅場の造成など集落環境の整備を図ることが地区の環境形成に大きな好影響を与えている。
- 祭礼など伝統的な行事は、結をはじめとする地域コミュニティの維持・形成に大きな好影響を与えている。
- 来訪者の増加は観光産業などの地域経済の活性化に好影響を与えている。しかし一方で、過度の来訪者は交通渋滞の要因となり、地域環境の悪化が懸念されている。これに対し、交通規制を行うなどの対策をとるとともに、マスタープランにもとづく交通計画の策定を予定するなど、交通問題の解決に努めている。
- 白川村では交通計画に則った永年の交通問題解決に向けた取り組みの結果、平成26年4月より普通車も含めた観光車両の遺産地区内への通年車両通行制限を行い、交通渋滞要因及び集落内の民間有料駐車場問題について急速に改善された。
- 白川村では平成27年度事景観的に問題となっていた鉄筋コンクリート造りの白川診療所の移転解体工事が完了。その跡地に上記通年車両通行制限計画の一環として計画されていた交通制限地区内のドライブイン形式飲食予約バス駐車場の代替駐車スペースとしてバス待機所の整備を行い交通制限区間に大型バスが流入待機しないよう方策を講じる。これにより交通制限区間内の車両制限計画の一連事業が完了した。
- 地理的な条件による、暴風、洪水、地震などの自然災害の被害が懸念される。災害発生時には、被害の程度に応じ、県および関係市村の防災計画にもとづき、対応することとなる。
- 植物性の葺き材による屋根は火災に弱く、被害の拡大が想定される。条例による整備や自動火災報知器、放水銃等の設置に努めるとともに、パンフレットなどにより観光客への周知を図っている。

- 合掌造りの屋根葺き材である茅のほとんどを現在村外地からの受給に頼っている状況である。村外地の茅産地においても茅の刈り手の高齢化が進み今後安定的な供給が受けられるかの不安がある。今後の安定的な茅の村内自給率向上に向けて茅刈人材確保を目的とした茅刈りイベントの開催や、茅刈の機械化の取り組み、茅場の造成などの事業を積極的に行っている。

### <五箇山>

●五箇山では過疎化・高齢化による、空き家の増加、集落保全の担い手不足が課題となっている。平成24年度には相倉集落で市有建物への移住者募集の取り組みにより1世帯が移住、その他2世帯が緩衝地帯である平地域に移住し、若者世代、子供の増加により伝統的な祭り（獅子舞）が復活するなど地域の活性化に繋がっている。今後も継続し空き家・移住定住に関する取り組みを行う。

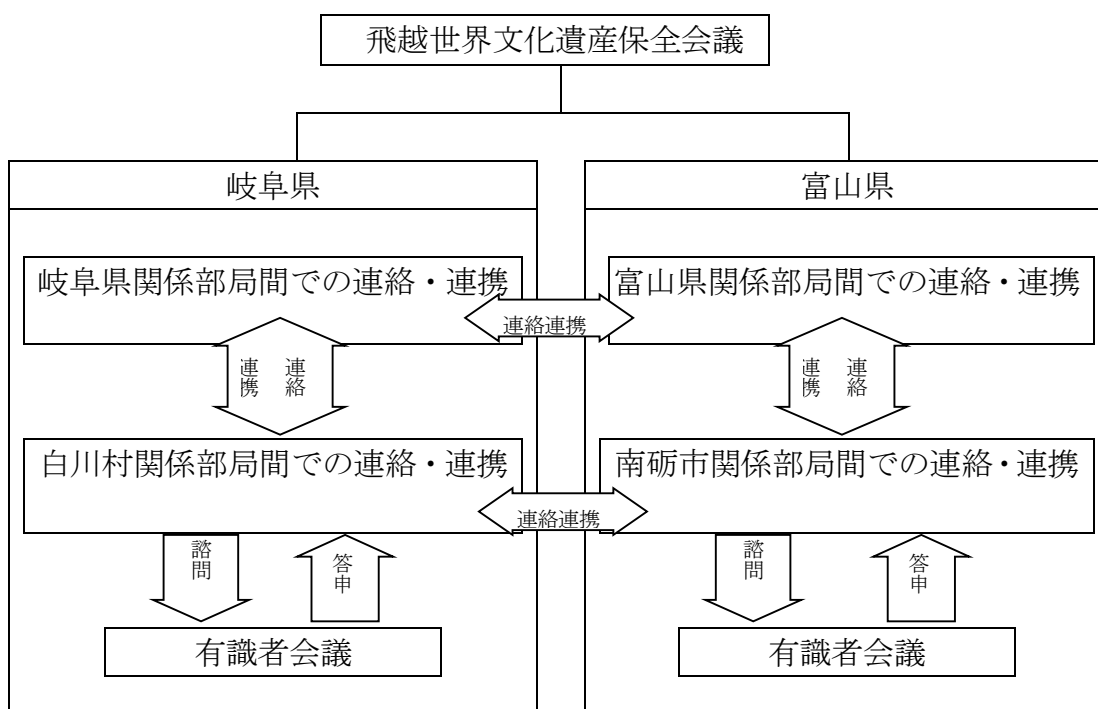
●五箇山では資産の真正性を維持するため、合掌造り家屋の屋根葺き材料である小茅の自給率向上に過去より取り組んでいる。平成28年度からはスキー場のゲレンデを使った茅場の造成に取り組み、同年、相倉集落に新たな茅保管庫を整備、今後は上平地域に保管庫の整備を計画しており、小茅の増産に向けた環境を整えている。また、五箇山の茅場は文化庁の「ふるさと文化財の森」の設定を受けており、その支援制度を有効に活用し、茅場の維持造成を図る。

●五箇山の緩衝地帯である平地域（旧平村）、上平地域（旧上平村）の全域を対象とした南砺市五箇山景観条例を平成28年度に制定、南砺市五箇山景観計画を策定し、一定規模以上の建築行為、開発行為等に対し届出を要することとし、景観づくり（景観保全と育成）が図られている。

●五箇山ではユイ（結い＝労力・材料交換）による合掌造り家屋の屋根葺きは途絶えたが、ソープシン（総普請）やコーリャク（合力）など伝統的な互助システムは現在も地域コミュニティの維持に好影響を及ぼしている。

●五箇山では近年、新たに公衆便所、バス待合所、公衆無線LAN環境等を整備しており、来訪者の利便性向上が図られている。

## 7. 保存管理体制の状況



## 8. 保護措置

### <白川村>

- ・ 白川村景観条例（平成 15 年 9 月制定、平成 20 年 3 月改正）
- ・ 白川村景観計画（平成 20 年 3 月策定）
- ・ 白川村世界遺産マスタープラン（平成 22 年 12 月策定）

### <南砺市>

- ・ 南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年 11 月制定、平成 17 年 6 月改正）
- ・ 南砺市五箇山世界遺産マスタープラン（平成 24 年 10 月策定）
- ・ 南砺市五箇山景観条例（平成 28 年 3 月制定）
- ・ 南砺市五箇山景観計画（平成 28 年 12 月策定）

## 9. 予算措置

- ・ 白川村（白川村荻町伝統的建造物群基盤強化事業等）

年 度	伝建事業	合掌財団事業	合 計
平成 2 5 年度	40,467 千円	14,500 千円	54,967 千円
平成 2 6 年度	32,518 千円	13,500 千円	46,018 千円
平成 2 7 年度	28,321 千円	10,600 千円	38,921 千円
平成 2 8 年度	40,700 千円	10,600 千円	51,300 千円
平成 2 9 年度	39,442 千円	17,000 千円	56,422 千円

・南砺市（世界遺産関係事業）

年 度	
平成25年度	63,153 千円
平成26年度	112,290 千円
平成27年度	115,678 千円
平成28年度	90,167 千円
平成29年度	86,738 千円

※南砺市の世界遺産関係事業費は、世界遺産に含まれる文化財保存修理等に係る総事業費を示す。

## 10. 来訪者の状況

・ 白川村

年	来 訪 者 数
平成25年	1,432,000 人
平成26年	1,510,000 人
平成27年	1,730,000 人
平成28年	1,798,000 人
平成29年	1,760,000 人

・南砺市

年	来 訪 者 数
平成25年	715,000 人
平成26年	707,000 人
平成27年	794,000 人
平成28年	774,000 人
平成29年	710,000 人

※来訪者数については白川村、南砺市ともに「年（1月～12月）」にて集計

## 11. その他

○白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業

白川郷荻町集落の自然環境を守る会結成45周年記念事業

- 1 開催日 平成28年12月18日（日）
- 2 会 場 荻町多目的集会施設
- 3 主催者 白川村・白川村教育委員会・白川郷荻町集落の自然環境を守る会

## 【報告基準日】

- 平成30年3月1日

## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

## 1. 資産名称

げんぱく  
原爆ドーム

## 2. 所在地(県及び市町村名)

ひろしまけんひろしまし  
広島県広島市

## 3. 記載年

1996年

## 4. 評価基準

(vi)

## 5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡  
文化的景観の適用 無

## 6. 資産に影響を与える要因

類型 1	建造物と開発	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	普及と来訪を促す施設	好影響	顕在的	外部
	多言語による説明板の設置等により、来訪者の利便性の向上を図っている。			

類型 11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事(自然災害)	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	地震	悪影響	潜在的	内/外部
	「史跡原爆ドーム保存整備計画」及び「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、専門家による組織を設け、平成27年11月より耐震補修工事を実施し、平成28年7月に完了した。			

## 7. 保存管理体制の状況

### (1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

### (2) 広島市の保存管理体制

広島市市民局国際平和推進部平和推進課、市民局文化スポーツ部文化振興課、都市整備局緑化推進部及び都市整備局都市計画課が連携して担当している。また、保存に関し、最善の技術手法について調査・審議するために、学識経験者による史跡原爆ドーム保存技術指導委員会を設置している。

## 8. 保護措置

世界遺産一覧表記載以降、新たな保護措置は講じていない。

## 9. 予算措置

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
広島県	0	0	0	0	0
広島市	13,632	49,391	47,693	10,593	882

## 10. 来訪者の状況

(単位：千人)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数	1,383	1,314	1,495	1,471	1,557

※ 来訪者数は、近接する広島平和記念資料館の入館者数である。

29年度については平成30年2月末現在の来訪者数を計上

## 11. その他

無

## 【報告基準日】

- 平成30年3月1日

## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

いつくしまじんじゃ  
厳島神社

2. 所在地(県及び市町村名)

ひろしまけんはつかいちしみやじまちょう  
広島県廿日市市宮島町

3. 記載年

1996年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(iv)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群  
文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

類型 1	建造物と開発	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	展望台建替	好影響	顕在的	内部
	『特別史跡及び特別名勝厳島の保存管理計画』に則り対応する。			
名称 2	標識等設置	好影響	顕在的	内部・外部
	『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』に則り対応する。			



類型 2	輸送インフラ	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	ロープウェイ改修	好影響	顕在的	内部・外部
	『特別史跡及び特別名勝巖島保存管理計画』に則り対応する。			
名称 2	フェリー・栈橋改修	好影響	顕在的	外部
	『特別史跡及び特別名勝巖島保存管理計画』に則り対応する。			
名称 3	輸送インフラの使用による影響	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし			

類型 7	物理的構造に影響を与える現地状況	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	風	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が生じた場合、災害復旧で対応する。			

類型 8	遺産の社会的/文化的活用	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	宗教儀式	好影響	顕在的	内部・外部
	宗教法人団体が遺産の中心的所有者である。			
名称 2	遺産の社会的位置づけ	好影響	顕在的	内部・外部
	教育普及活動			
名称 3	過度の観光	悪影響	潜在的	内部・外部
	入島・入山の制限			

類型 9	その他の人間活動	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	落書等	悪影響	潜在的	内部・外部
	文化財保護法で対応する。			

類型 10	気候変動と天災	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	台風	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 2	洪水・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 3	海洋水の変化	悪影響	潜在的	内部・外部
	発生した場合に対応を検討する。			

類型 11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	地すべり・土石流	悪影響	潜在的	内部・外部
	被害が発生した場合は災害復旧で対応する。			
名称 2	火災	悪影響	潜在的	内部・外部
	防火体制で対応する。			

類型 12	侵略的/外来種又はその数が著しく増加した生物種	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	アルゼンチンアリの来島	悪影響	潜在的	内部・外部
	駆除方法等を検討する。			

類型 13	管理上及び制度上の要因	好影響/悪影響	顕在的/潜在的	内部/外部
名称 1	影響の小さい研究	好影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性に任せる。			
名称 2	影響の大きい研究	悪影響	潜在的	内部・外部
	研究機関の自主性及び諸法律等による制限			
名称 3	管理活動	好影響	顕在的	内部・外部
	特になし			

## 7. 保存管理体制の状況

### (1) 広島県の保存管理体制

広島県教育委員会事務局管理部文化財課が担当する。

特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画の策定に関すること及び特別史跡及び特別名勝厳島の現状変更に関することについて審査又は調査を行うため、広島県文化財保護審議会に厳島特別部会が置かれている。

### (2) 廿日市市の保存管理体制

廿日市市教育委員会事務局教育部生涯学習課が担当する。

世界遺産の保存管理について審議するため、廿日市市文化財保護審議会が置かれている。

## 8. 保護措置

広島県教育委員会では、平成 19 年 1 月に、特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画を策定した。範囲は特別史跡及び特別名勝の指定地（資産区域及び緩

衝地帯全域)

**9. 予算措置**

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
広島県	16,666	32,336	12,433	6,403	6,651
廿日市市	16,666	32,336	12,433	170	6,651

**10. 来訪者の状況**

区分	25年	26年	27年	28年	29年
人数	4,085	3,899	4,025	4,311	4,566

**11. その他**

**【報告基準日】**

- ・ 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書****1. 資産名称**

ことなら ぶんかざい  
古都奈良の文化財

**2. 所在地（県及び市町村名）**

ならけんならし  
奈良県奈良市

**3. 記載年**

1998年

**4. 評価基準**

(ii)、(iii)、(iv)、(vi)

**5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）**

遺跡、建造物群  
文化的景観の適用 有

**6. 資産に影響を与える要因**

- ◆平城宮跡南側（緩衝地帯）において展示施設や交通ターミナル等の便益施設整備事業が進められている。
  - 国交省と県が平成25年12月に「平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画」に基づき、整備事業を実施。平成30年3月24日に平城宮跡歴史公園として開園予定。整備事業実施に伴い、平城遷都1300年祭の際に設置された仮設駐車場は撤去された。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆国営公園となった平城宮跡において整備事業が進められている。第一次大極殿院については、南門の復原整備工事が行われており、回廊等の復原が計画されている。
  - 文化庁による保存整備基本構想、同推進計画を踏まえ、国交省が平成20年12月に「国営平城宮跡歴史公園基本計画」を策定している。大極殿院については国交省が平成23年7月に「第一次大極殿院建造物復原整備計画」を策定している。普及と来訪の促進に好影響である。

- ◆平城宮跡東方の歴史的環境調整区域の地下を通過する大和北道路建設計画がある。
  - 事業化までに地下水位監視システムとリスク低減の計画を策定する。
- ◆興福寺北の緩衝地帯において、バスターミナルの整備が進められている。
  - 名勝奈良公園の現状変更に係る文化庁の許可を受け、景観への負の影響が生じないように、慎重に行われている。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆奈良公園（緩衝地帯）の吉城園周辺地区及び高畑町裁判所跡地において、名勝の価値を踏まえた整備が進められている。
  - 名勝奈良公園の現状変更に係る文化庁の許可を受け、景観への負の影響が生じないように、慎重に行われている。普及と来訪の促進に好影響である。
- ◆春日大社境内南縁部を一部通過する道路計画が検討されている。
  - 史跡の現状変更に係る文化庁の許可を受ける必要がある。
- ◆西の京（緩衝地帯）において平城京五条大路跡を都市計画道路として整備する計画がある。
  - 都市計画決定に向けて関係機関等との協議が行われている。
- ◆春日山原始林において移入種の増加、ナラ枯れ等がみられる。
  - 県において春日山原始林保全計画を策定し、対策が進められている。
- ◆大気汚染の影響
  - 奈良市環境基本条例や奈良市アイドリング・ストップに関する条例に基づき予防措置を講じている。薬師寺東塔の相輪について解体修理に伴い修理方法の検討がなされている。
- ◆台風・地震・火災
  - 県・市が地域防災計画の中で文化財被害の予防や応急対策について定めている。
- ◆構成資産を含む奈良県内社寺の建造物等において、液体汚損事件が発生した。
  - 国・県からの注意喚起等により、防犯体制の徹底を図り対応した。

## 7. 保存管理体制の状況

本登録遺産のうち、建造物は国宝・重要文化財として、春日山原始林は特別天然記念物として、平城宮跡は特別史跡として、国が文化財保護法の規定によって指定しており、保護・保存の措置がとられている。また、建造物が所在する地域は、国が史跡に指定し、指定地内の環境と地上の建造物群および地下遺構の保存を図っている。

各資産は、近接部を都市計画的規制が実施された緩衝地帯（バッファゾーン）によって保護されているほか、各緩衝地帯の間にも「歴史的環境調整区域」が設定され、歴史的風致景観と都市開発等の調和を図り、古都奈良の環境を保全している。

平成27年3月に策定した包括的保存管理計画において資産の保存管理に関する包括的な体制を述べるとともに、県・市の関係部局の連絡調整の場として、『世界遺産「古都奈良の文化財」保存管理連絡調整会議』を、平成27年度から開催している。

## 8. 保護措置

- ・奈良市屋外広告物条例制定（県からの権限移譲に伴い制定、平成14年施行、その際に資産・緩衝地帯・歴史的環境調整区域の範囲を禁止地域に指定）
- ・奈良市景観計画策定（平成22年）
- ・奈良市都市景観条例をなら・まほろば景観まちづくり条例に改正（平成22年施行、元興寺周辺の緩衝地帯及び西の京・平城宮跡間の歴史的環境調整区域を景観形成重点地区に指定）
- ・奈良市眺望景観保全活用計画策定（平成24年）
- ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定（平成27年）

## 9. 予算措置

年度	予算額（千円）
29	100,270
28	483,957
27	206,256
26	111,047
25	650,091

## 10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
28	15,543,000
27	14,976,000
26	14,143,000
25	13,795,000
24	13,324,000

奈良市内観光客総数により算出（出典：奈良市観光入込客数調査報告）

## 1.1. その他

### **【シンポジウム等】**

- ・文化遺産セミナー「よみがえる古都奈良の大塔」

開催日時：平成30年1月13日 13:00～16:00

開催場所：ならまちセンター 市民ホール

内 容：東大寺、大安寺などでここ数年相次いでいる大塔の発掘調査について、最新の研究成果を専門家が報告。文化遺産保護の大切さを考える機会とした。

主 催 者：(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

### **【整備・開発行為・計画等に対する訴訟案件、住民の反対運動】**

- ・奈良公園における高畑町裁判所跡地の整備
- ・大和北道路建設計画

**【報告基準日】**

- ・ 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書**

**1. 資産名称**

にっこう しゃじ  
日光の社寺

**2. 所在地(都府県及び市区町村名)**

とちぎけん にっこうし  
栃木県日光市

**3. 記載年**

1999年

**4. 評価基準**

(i) (iv) (vi)

**5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)**

遺跡、建造物群

文化的景観の適用 有

**6. 資産に影響を与える要因**

3. 1 建造物と開発

3. 1. 4 主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ

周囲に宿泊施設が整備されている。

3. 1. 5 普及と来訪を促す施設

平成22年度に日光市サイン計画により案内標識が設置済である。

3. 2 輸送インフラ

3. 2. 1 地上輸送インフラ

周囲に市営駐車場及び民営駐車場を整備している。

3. 3 公共施設

3. 3. 1 水インフラ

資産所有者により水道施設が整備されている。

3. 3. 2 再生可能エネルギー施設

資産所有者により水力発電施設が整備されている。

3. 7 物理的構造に影響を与える現地状況

3. 7. 2 相対湿度



- 高湿度による内外装への影響がある。  
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 4 放射線／光  
直射日光による外装への影響がある。  
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 7 害虫  
シバンムシ類による建築物への影響がある。  
定期的な保存修理を実施している。
3. 7. 8 微生物  
カビ類による内外装への影響がある。  
定期的な保存修理を実施している。
3. 8 遺産の社会的／文化的活用  
3. 8. 1 儀式的／精神的／宗教的及び共同活用  
所有者の宗教法人により祭礼等が継続的に実施されている。
3. 9 その他の人間活動  
3. 9. 2 遺産の意図的な破壊  
落書き等の人的被害が懸念される。  
所有者による定期的なパトロールを実施している。
3. 10 気候変動と天災  
3. 10. 1 暴風  
落雷による周辺森林への被害が懸念される。  
避雷針等の防雷施設を整備している。
3. 11  
3. 11. 2 地震  
地震の発生時の被害が懸念される。  
定期的な保存修理を実施している。
3. 11. 6 火災  
落雷による火災の発生が懸念される。  
避雷針等の防雷施設を整備している。
3. 13 管理上及び制度上の要因  
3. 13. 3 管理活動  
温湿度、風向速、雨量を定期的に観測している。

## 7. 保存管理体制の状況

- ①栃木県教育委員会事務局 文化財課  
日光市教育委員会事務局文化財課  
「史跡 日光山内」保存・活用協議会

## 8. 保護措置

- ・2008年（平成20年）登録資産全域と、緩衝地帯の一部を日光市景観条例

による景観計画重点区域に指定

- ・ 2013年（平成25年）1月『史跡日光山内 整備活用計画』策定

## 9. 予算措置

（日光市）

- ・ 平成29年度 6, 272千円
- ・ 平成28年度 4, 806千円
- ・ 平成27年度 3, 665千円
- ・ 平成26年度 4, 879千円
- ・ 平成25年度 4, 869千円

（栃木県）

- ・ 平成29年度 2, 800千円
- ・ 平成28年度 2, 800千円
- ・ 平成27年度 2, 800千円
- ・ 平成26年度 2, 800千円
- ・ 平成25年度 2, 800千円

## 10. 来訪者の状況

- ・ 平成29年度 3, 182千人
- ・ 平成28年度 2, 484千人
- ・ 平成27年度 2, 419千人
- ・ 平成26年度 2, 006千人
- ・ 平成25年度 2, 144千人

## 11. その他

## 【報告基準日】

- 平成30年3月1日

## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

りゅうきゅうおうこく およ かんれんいさんぐん  
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」

2. 所在地（都府県及び市区町村名）

おきなわけんくにかみぐん なきじんそん なかがみぐんよみたんそん し なかがみぐんきたなかぐすくそん なかがみぐん  
沖縄県国頭郡今帰仁村、中頭郡読谷村、うるま市、中頭郡北中城村、中頭郡

なかぐすくそん なはし なんじょうし  
中城村、那覇市、南城市

3. 記載年

2000年12月2日

4. 評価基準

(ii)、(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

文化遺産 記念工作物  
遺 跡  
文化的景観の適用 有

6. 資産に影響を与える要因

<今帰仁城跡>

- 3.1.1 住宅

コア部分に1件個人住宅がある。数年前に買い上げ等の用地協議を行っているが値段等の折り合いがつかず、現在のところ交渉には応じていない。

- 3.1.5 普及と来訪を促す施設 → 平成28年5月にトイレを新設。

- 3.8.2 遺産の社会的位置づけ

桜まつりの開催、演劇の上演、コンサート、ウェディングを行っている。

- 3.13.1 影響の小さい研究／モニタリング活動

入場者数の把握、平成22・23年度には動植物等の調査を行っている。

<座喜味城跡>

- 3.1.1 住宅

- ①高層アパート・マンションの建設

対応：読谷村景観計画による規制（建築物の高さ制限、12m以内）

②地元住民個人向けアパートの建設によるスカイラインの浸食

対応：読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例による規制（すべての工作物の高さ制限、12m 以内）

・ 3. 8. 1 儀式的/精神的/宗教的及び共同活用

城内で土着宗教の参拝が行われる際に火気を使用する（線香等）

対応：火気をしない参拝（ひじゅるうこー）を呼びかけ。

・ 3. 13. 1 影響の小さい研究／モニタリング活動 →来訪者数の把握

<勝連城跡>

・ 3. 1. 3 工業地帯

バッファゾーン外に隣接する工業地帯の高さ制限が無くなることが予想され、周辺の景観に影響を与える可能性がある。

・ 3. 9. 3 軍事演習

勝連城跡上空を在日米軍基地所在のヘリコプターが飛行する。

・ 3. 12. 2 侵略的/外来の陸生生物 →アフリカマイマイの大量発生

<中城城跡>

・ 3. 3. 2 再生可能エネルギー施設

資産北東側のバッファゾーン内において再生可能エネルギー施設（太陽光）が設置されている。地形の改変は行わず構築物（受電設備）等については資産から視認できない位置に設置、工作物の色彩についても周辺と違和感のないように着色する方向で施工主に調整を行った。

・ 3. 9. 3 軍事演習

①中城城跡の上空を、周辺の米軍基地から飛来した軍用機が通過する。（北中城村回答）

②本資産が在日米軍海兵隊の普天間飛行場に近接していることから、昼夜を問わず米軍のヘリ、オスプレイ、ジェット機等が資産付近の上空を通過することが多い。中には、資産の真上を飛行する場合もある。（中城村回答）

・ 3. 11. 4 地滑り

2017年6月大雨の影響により資産の北側斜面地で地すべりが発生。城郭の築かれていた岩盤の一部も転倒するに至った。12月には土砂流失防止のため大型土のう袋を設置。2018年2～3月には地すべり対策工事の基本設計、実施設計及び地滑り対策工事を実施する計画である。

・ 3. 14 その他の要因（都市公園建設）

県営中城公園の整備事業が推進中である。中城公園の整備促進に関する連絡会議において沖縄県、北中城村、中城村の3者で不定期に協議を行い、情報の共有を図っている。

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

（首里城跡）

・ 3. 9. 1 不法行為

（内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所首里出張所・沖縄県教育庁文化財課対応）

平成 29 年 4 月 3 日に首里城跡指定地内の複数箇所において、復元建物等に対し油のような液体が散布される被害が発生した。その後、液体は自然消滅した。  
対応策：①文化庁への連絡及び状況報告を行った。き損届提出。

②警備員による巡視の強化等

③監視カメラの増設

・ 3.14 その他の要因

(内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所首里出張所対応)

平成 30 年 1 月 10 日に園内で遺構の一部である龍樋上部の岩盤の表面から龍樋台座へ落石があった。その後、文化庁への連絡及び状況報告を行い、き損届を提出。現在、緊急対策を実施しているが、今後抜本的な対策について指導・助言を頂きながら予算要求を進めていく予定である。

(玉陵)

・ 3.8.1 儀式的/精神的/宗教的及び共同活用

向氏仁淵堂金武御殿門中会が清明祭の祭祀のため玉陵に入園する場合、事前に申請をしてもらい、混乱が生じないように配慮している。

(識名園)

・ 3.8.2 遺産の社会的価値づけ

識名園の活用として、琉装による写真撮影や挙式を行っている。識名園の歴史・文化的な価値を理解してもらい識名園に相応しい伝統的な挙式が行えるよう、指導している。

・ 3.11.6 火災

毎年「文化財防火デー」の日には、識名園で消防訓練を実施している。

・ 3.13.1 影響の小さい研究/モニタリング活動

園内の池の水の改善と水質調査（平成 29 年度まで実施予定）

< 斎場御嶽 >

・ 3.10.7 その他の気候変動による影響

石畳参道脇の表層土が台風・大雨等により流亡しており、土嚢袋を補填して対応している。

・ 3.8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響

観光客増により石畳表面が磨耗している。また、祈りの場としての神聖な雰囲気阻害されている。対応については、保全を図るため年 6 日間の休息日を設定しているほか、ガイドを配置してマナー向上に努めている。石畳磨耗については、御門口から進入してすぐの急勾配な石畳箇所について、転倒する事故が発生しており、平成 29 年度に手すりを設置した。

## 7. 保存管理体制の状況

### ①資産全体の保存管理体制

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理体制

→ 沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会を設置（別紙体制図参照）

### ②資産別保存管理体制

<今帰仁城跡>

- ①市村担当部局：今帰仁村教育委員会社会教育課
- ②今帰仁城跡調査研究整備委員会を設置

<座喜味城跡>

- ①市村担当部局：読谷村教育委員会文化振興課
- ②読谷村文化財保護委員会

<勝連城跡>

- ①市村担当部局：うるま市教育委員会文化課
- ②「勝連城跡整備委員会」を設置（年2回程度会議を開催）

<中城城跡>

- ①市村担当部局：北中城村教育委員会生涯学習課  
中城村教育委員会生涯学習課（史跡整備・保全）  
企業立地・観光推進課（維持管理）
- ②中城城跡共同管理協議会（北中城村・中城村）
- ③関係自治体・部局間連携会議：中城城跡共同管理協議会会議<sup>\*1</sup>  
※ 中城村・北中城村の両村長・副村長・教育長、文化財担当課長、観光担当課長、財政担当課長で構成

- ④専門家／有識者による委員会の設置 中城城跡整備委員会（史跡整備・保全）

<首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

- （首里城跡）国・県等担当部局：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県教育庁文化財課、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、独立行政法人都市再生機構（UR）
- （園比屋武御嶽石門）：市村担当部局：那覇市市民文化部文化財課
- （玉陵）：県・市村担当部局：沖縄県教育庁文化財課・那覇市市民文化部文化財課
- （識名園）：市村担当部局：那覇市市民文化部文化財課

<斎場御嶽>

- ①市村担当部局：南城市教育委員会文化課
- ②アマミキヨ浪漫の会というガイド団体が資産の清掃活動を行っている。

## 8. 保護措置

<今帰仁城跡>

- ・景観法に基づく今帰仁村景観計画の策定：平成25年3月策定 範囲：村全域

<座喜味城跡>

- ・読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例施行規則（平成13年7月23日、改正平成21年3月31日）
- ・読谷村景観条例（平成21年3月31日）

<勝連城跡>

- ・「勝連城跡の環境保全に関する条例」 平成17年4月1日制定  
範囲－勝連城跡一帯
- ・「勝連城跡の環境保全に関する条例施行規則」 平成17年4月1日制定  
範囲－沖縄県うるま市勝連南風原助加屋、御段、外当、樋川、上原、釜尻、

### 予備の一部地域及び元島の全域

- ・「うるま市景観条例」 平成 23 年 3 月 18 日
- ・「うるま市景観条例施行規則」 平成 23 年 6 月 21 日

#### <中城城跡>

- ・北中城村全村植物公苑づくり条例（平成 10 年 9 月 30 日施行、平成 29 年 3 月 28 日改正）及び北中城村景観計画（平成 29 年 5 月 17 日告示）により開発行為の事前届出が必要となった。
- ・中城村景観条例（平成 27 年 7 月 1 日施行）  
※景観形成重点地区（中城城跡周辺地区）として設定されており、建築物・作物等の開発行為には届出が必要となる。

#### <首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵・識名園>

「那覇市都市計画」（平成 24 年 4 月 1 日施行）

首里城・園比屋武御嶽石門・玉陵や識名園の緩衝地帯（バッファゾーン）を含むエリアを首里歴史エリア・識名歴史エリアとして設定。これらのエリアは、同計画において歴史文化景観の保全や緩衝地帯にふさわしい景観整備が求められる。那覇市都市景観条例では、エリア内で建築等を行う際は、当該行為が同計画に適合するよう努めることが明記された。

#### <斎場御嶽>

歴史文化基本構想の中で、「琉球の信仰世界を語る上で重要な資源」と位置付け資源の劣化や環境の悪化を食い止める利用管理を強化するとした。保存活用計画の中でも、保護の方針を定め要素ごとの保護策を提示している。

- ・南城市市土保全条例 平成 18 年 1 月 1 日制定 平成 22 年 10 月 15 日廃止 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市開発事業手続条例 平成 22 年 10 月 15 日制定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例 平成 21 年 12 月 24 日制定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市景観まちづくり条例 平成 25 年 12 月 20 日制定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市都市計画マスタープラン 平成 21 年 11 月策定 斎場御嶽及び周辺地区
- ・南城市景観まちづくり計画 平成 24 年 3 月策定 斎場御嶽及び周辺地区

## 9. 予算措置

#### <今帰仁城跡>

平成 25 年度 40,000 千円  
平成 26 年度 35,820 千円  
平成 27 年度 26,937 千円  
平成 28 年度 15,053 千円  
平成 29 年度 12,887 千円

#### <勝連城跡>

平成 25 年度 67,370 千円  
平成 26 年度 40,711 千円

#### <座喜味城跡>

平成 25 年度 30,570 千円  
平成 26 年度 12,363 千円  
平成 27 年度 14,011 千円  
平成 28 年度 77,089 千円  
平成 29 年度 1,725 千円

#### <玉陵・識名園・園比屋武御嶽石門>

平成 25 年度 58,116 千円  
平成 26 年度 58,396 千円

平成 27 年度	38,971 千円	平成 27 年度	61,277 千円
平成 28 年度	18,400 千円	平成 28 年度	56,846 千円
平成 29 年度	41,490 千円	平成 29 年度	68,575 千円

< 中城城跡 >

平成 25 年度 : 23,389 千円 (中城村・北中城村管理運営費)  
40,140 千円 (中城村 史跡整備費)

平成 26 年度 : 24,311 千円 (中城村・北中城村管理運営費)  
44,140 千円 (中城村 史跡整備費)

平成 27 年度 : 24,270 千円 (中城村・北中城村管理運営費)  
35,140 千円 (中城村 史跡整備費)

平成 28 年度 : 26,910 千円 (中城村・北中城村管理運営費)  
30,140 千円 (中城村 史跡整備費)

平成 29 年度 : 27,181 千円 (中城村・北中城村管理運営費)  
40,140 千円 (中城村 史跡整備費)  
16,154 千円 (中城村 史跡整備費 災害復旧)

< 首里城跡 >

首里城跡 (内閣府整備・維持事業費)

平成 25 年度 601,890 千円

平成 26 年度 647,887 千円

平成 27 年度 654,315 千円

平成 28 年度 680,405 千円

平成 29 年度 507,224 千円

首里城跡 (県業務委託費)

平成 25 年度 13,800 千円

平成 26 年度 14,200 千円

平成 27 年度 15,604 千円

平成 28 年度 16,892 千円

平成 29 年度 16,000 千円

< 斎場御嶽 >

平成 25 年度 29,888 千円

平成 26 年度 34,690 千円

平成 27 年度 22,600 千円

平成 28 年度 5,576 千円

平成 29 年度 88,425 千円

## 10. 来訪者の状況

### 【9 資産合計】

平成 25 年度 3,495,428 人

平成 26 年度 3,607,536 人

平成 27 年度 3,812,422 人

平成 28 年度 3,877,068 人

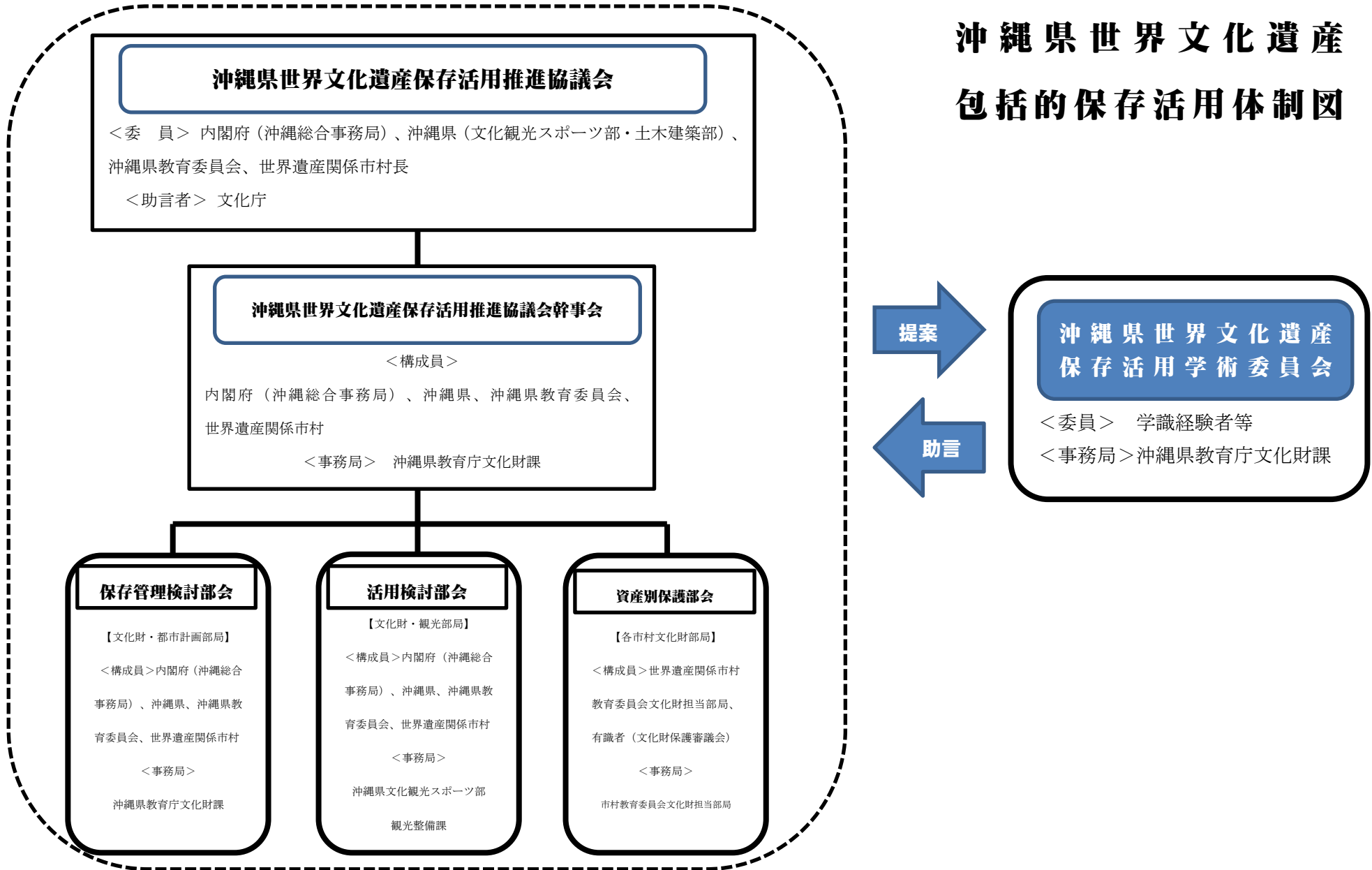
平成 29 年度 3,932,654 人

## 11. その他

平成 29 年度 沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会開催 (毎年度 1 回開催)



# 沖縄県世界文化遺産 包括の保存活用体制図



【報告基準日】

- 平成30年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

き い さんち れいじょう きんけいみち  
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

みえけん おわせし くまのし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう  
三重県 尾鷲市 熊野市 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう くろたきむら てんかわむら のせがわむら とつかわむら  
奈良県 五條市 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村

しもきたやまむら かみきたやまむら かわかみむら  
下北山村 上北山村 川上村

わかやまけん はしもとし たなべし しんぐうし かつらぎちょう くどやまちょう こうやちょう  
和歌山県 橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 九度山町 高野町

しらはまちょう かみとんだちょう すさみちょう なちかつうらちょう くしもとちょう  
白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 串本町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii). (iii). (iv). (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観

## 6. 資産に影響を与える要因

### 顕在的事項

- ・ボランティア等による維持管理活動が実施されており、好影響である。
- ・年単位の世界遺産モニタリングだけではなく半期単位の文化財パトロールが行われており、好影響である。
- ・暴風、台風や降雪による倒木、根起きが生じている。関係団体と共に実地調査・対応協議を行うとともに、安全等を確保した上で倒木を撤去するなど、状況に応じて、速やかに対応することに努めている。
- ・管理車両が接近できない箇所がある。また、台風・大雨後の巡視人員の確保が困難になっている。対処方法の検討が必要である。
- ・来訪者の増加による路面の摩耗が懸念されるが、道普請等により維持管理を行っている。
- ・平成23年台風12号で崩落した奈良県川上村内参詣道について、平成27年度までの状況調査では新たな崩落は認められていない。参詣道近くにある林道も同台風により崩壊し、現在治山工事が行われている。平成29年4月から仮設道路での通行が可能となったものの、雨量や冬季期間による通行止めも行われている。また、平成29年中には小規模な崩落もあり、通行止めも行った。
- ・平成23年台風12号により、三重県内6箇所では被害があった。被害が大きかった御浜町横垣峠道については、紀伊山地の霊場へ参詣する道という、文化財としての本質的な価値の維持を目的とした復旧計画を、御浜町が平成24年度に策定した。平成25年度に復旧計画に基づいて文化庁国庫補助金により復旧事業を実施し、平成26年3月に完了した。ただし、一部に山腹が崩壊して地形が変化したことで原形への復旧が困難な区間が存在し、平成30年3月1日現在、その区間については治山工事が継続中である。樹木の大半が流された御船島では、平成30年度に苗の植栽を実施。
- ・平成29年台風21号により、和歌山県内の参詣道等において崩落や橋の流出等が発生し、通行止めを実施。復旧等を実施しているものの、平成30年3月1日現在、橋本市内の高野参詣道（黒河道）及び那智勝浦町内の熊野参詣道（中辺路）の一部で通行止めが行われている。
- ・伊勢路の各峠道において、道路の路肩崩落などの小規模な被害が度々発生する。これに対しては、補助事業などによって復旧を行っている。
- ・平成27年に構成資産を含む奈良県内社寺の建造物等において、液体汚損事件が発生した。国・県からの注意喚起等により防犯体制の徹底を図り対応した。
- ・き損等に関しては可能な限り速やかに修理計画・保存整備計画等を策定し実行している。
- ・山岳地帯において、土砂崩れや地滑りが発生している。
- ・不法投棄と思われる固形廃棄物がバッファゾーン内で見られる。今後、対応を検討していく必要がある。
- ・カシノナガキクイムシによる古道沿いの樹木の被害が確認されている。一部枯

死した樹木は除去済みである。また、カシノナガキクイムシによる被害予防のため、防虫剤の注入を行った。

- ・イノシシの捕獲が行われている。積極的な狩猟ではなく、構成資産内・周辺の土地を損壊する害獣の駆除に伴うものであり、好影響である。しかしながら、構成資産付近でも実施されるため、歩行者に危険が及ぶ可能性もある。
- ・奈良県天川村では資産における生態系の破壊が鹿の食害により進んでいるため、貴重な植物の植生地に鹿よけの柵を設置した。
- ・御浜町から紀宝町の七里御浜においては、波浪による浸食が続いている。これに対し、三重県では海岸養浜事業を継続的に実施し、海岸の保全に努めている。
- ・砂利採取は河床を下げる効果がある。
- ・毎年冬季になると山間部独特の低温現象が生じ、凍結による地盤崩壊等の悪影響がある。自然現象であり、対処の方法はない。
- ・林業等により山林の植生及び森林景観が保持されており好影響であるが、今後は林業の衰退が懸念される。
- ・太陽光発電施設の設置が、文化的景観の観点から問題視され始めている。
- ・八鬼山道沿いのバッファゾーンに太陽光発電施設が設置されており、新たに増設する申請が行われた。尾鷲市が安全及び景観に配慮することを条件に許可し、状況を注視している。
- ・奈良県十津川村では、参詣道のバッファゾーン内で林業用の作業道の整備（拡幅）及び皆伐が実施され、降雨時等に大峯奥駈道へ土砂が流入し、平成29年度に、住民団体から、バッファゾーン内での作業道の整備及び皆伐について、文化的景観等の観点から反対意見が出された。村としては、今後は、環境により配慮した形で慎重に進めることを検討している。
- ・古来より構成資産周辺で行われてきた農業が文化的景観に結びついており、好影響である。
- ・携帯電話会社による基地局の建設は、通信エリアが拡大され非常時の連絡が可能となるが、一方で景観上の問題も指摘される。
- ・峻しい登山道での登山者の滑落・遭難等が発生している。階段・手すり等の設置や携帯電話会社による通信エリアの拡大といった対応を行っている。
- ・果樹の生産ルートと県道認定道路が一部存在するため、車両通行上の整備・改修が望まれている。
- ・隣接する田畑での農作物の盗難事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・宗教活動・祭式・伝統行事等が現在も継続実施されており、好影響である。
- ・過疎化、高齢化が進み、伝統的な生活の在り方や知識体系の変化が懸念される。
- ・高速道路の延伸によりアクセスが向上され、来訪者の増加に繋がっている。
- ・尾鷲市八鬼山道において、石造物やバッファゾーンの立木などに、世界遺産登録に関する抗議文がペンキで記された（2件）。尾鷲市が粘り強く交渉し、平成22年度に1件についての抗議文は消去されたが、1件についてはまだ消去されていない。平成30年3月1日現在、新たな抗議文は書かれていない。
- ・世界遺産熊野本宮館が設置されており、好影響である。

## 潜在的事項

- ・東海・東南海・南海地震の発生による構成資産の損壊が懸念される。
- ・隣接する集落の老朽化した建造物の建て替え等に対して、景観の保護を検討する必要がある。
- ・大規模駐車場の整備が計画されており、景観への影響が懸念される。
- ・かつて構成資産内の杉を薬剤により枯死させた事件や石造物が破壊された事件があり、同様の事件が懸念される。
- ・レッドデータブックに掲載されている野生植物もあり、今後乱獲が懸念される。
- ・湿度、日光などが要因となり、木造建造物である構成資産に悪影響を及ぼしている場合がある。保存修理を実施したことにより潜在化した。
- ・現段階では少ないが、今後、後継者不足で農地の転用が懸念される。
- ・コアゾーンにおけるトレイルランニングは、歩行を原則とする登録時の評価を貶めるものであるとして、一部の地元住民は反対の意向を表明している。

## 7. 保存管理体制の状況

本遺産を構成する資産（プロパティ）は、「文化財保護法」に基づき、史跡、名勝、天然記念物、国宝、重要文化財の何れかに指定されており、適正に保存管理されている。

また、資産の周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）は、「自然公園法」をはじめ、各県の「自然公園条例」や「景観条例」、市町村の「歴史的景観保護条例」等により、一定以上の規模・内容の現状変更等については、事前許可等を要する保護規制の網がかけられている。

こうした法令の運用にあたっては、国の指導のもと、資産の所在する県や管理団体である市町村が、本遺産の顕著な普遍的価値（OUV）を認識したうえできめ細やかな対応を行っている。

加えて、本資産は三県にまたがることから、各県の知事を会長、副会長とする『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を置き、保存と適切な活用について、「専門委員会」及びオブザーバーである関係省庁の意見を仰ぎ、緊密な協力体制を維持している。

## 8. 保護措置

### 【国関係】

- ・『文化財保護法』 ※昭和25年5月30日法律第214号

### 【三県関係】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』

平成17年10月策定、平成27年12月改訂

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画  
 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊1）  
 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）  
 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊3）  
 ※平成16年に第28回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際し策定が求められた「詳細な保存管理計画」で、平成18年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年7月開催の第30回世界遺産委員会で承認された。
- ※「世界遺産条約履行のための作業指針」による境界線の軽微な変更にあたり保存管理計画を改訂し、平成28年1月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年10月開催の第40回世界遺産委員会の臨時会合で承認された。

#### 【県関係】

- ・『和歌山県世界遺産条例』 平成17年3月制定  
 ※世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について、基本理念や県及び県民等が担う役割を定めている。
- ・『和歌山県景観条例』 平成20年3月制定 ※緩衝地帯に適用

#### 【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』 平成14年6月28日制定  
 平成19年3月27日改正 ※緩衝地帯に適用
- ・『高野町景観条例』 平成20年12月制定  
 ※世界遺産の構成資産である「霊場高野山」の周辺地域の町並み及び寺院境内を「高野山景観地区」とし、また、構成資産「高野山町石道」及び「熊野参詣道（小辺路）」の一部の周辺地域を「町石道・小辺路周辺準景観地区」として規制強化し、文化的景観の保全とより良好な景観形成を目指す。
- ・『田辺市歴史文化的景観保全条例』 平成17年5月1日制定  
 ※熊野参詣道（中辺路）・大峯奥駈道沿いの緩衝地帯を景観保全地区に指定し、景観を保全。
- ・「史跡熊野参詣道」保存管理計画、「史跡熊野三山」保存管理計画、「史跡大峯奥駈道」保存管理計画  
 ※平成18年1月作成 『史跡熊野三山』を構成する「熊野本宮大社境内」並びに「熊野本宮大社旧社地大斎原」、また『史跡熊野参詣道』、『史跡大峯奥駈道』そして史跡の周辺景観・環境を、将来にわたり確実に保存管理を行っていくための基本方針を示す。
- ・「熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例」

※平成18年3月1日（改正平成24年3月16日条例第8号）条例第8  
2条範囲については、緩衝地帯（バッファゾーン）と同一となる。

## 9. 予算措置

県名	予算額（単位：千円）
三重県	34,727
奈良県	216,923
和歌山県	367,880
合計	619,530

- ・過去5ヶ年度の予算額の合計である。（平成25年度から平成29年度）
- ・コア及びバッファに関する保存管理事業に限定している。

## 10. 来訪者の状況

県名	人数（単位：千人）
三重県	1,691
奈良県	19,162
和歌山県	60,759
合計	81,612

- ・過去5ヶ年度における資産への来訪者数（平成24年度から平成28年度）
- ・三重県は熊野参詣道への来訪者数（東紀州地域振興公社が算出）
- ・奈良県は南部への観光客数（「奈良県観光客動態調査報告書」による）
- ・和歌山県は世界遺産登録地域への観光客数（「和歌山県観光客動態調査報告書」による）

## 11. その他

	開催日	シンポジウム名 等
1	H29. 4. 23	三重県立熊野古道センター・吉野歴史資料館連携講座 （三重県立熊野古道センター・吉野歴史資料館）
2	H29. 6. 25	講演会「峰入 - 大峯入峰修行の世界 -」 （三重県立熊野古道センター・吉野歴史資料館）
3	H29. 11. 5	世界遺産シンポジウム「熊野三山と参詣道」 （熊野那智大社御創建 1700年・那智山青岸渡寺西国三十三所草創）

		1300年記念事業実行委員会)
4	H29.12.9	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」フォーラム (「世界文化遺産」地域連携会議・紀伊山地の霊場と参詣道PT)



## 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

### 1. 資産名称

いわみぎんざんいせき  
石見銀山遺跡とその文化的景観

### 2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しまねけんおおだし  
島根県大田市

### 3. 記載年

2007年

### 4. 評価基準

(ii)、(iii)、(v)

### 5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物群  
文化的景観の適用 有

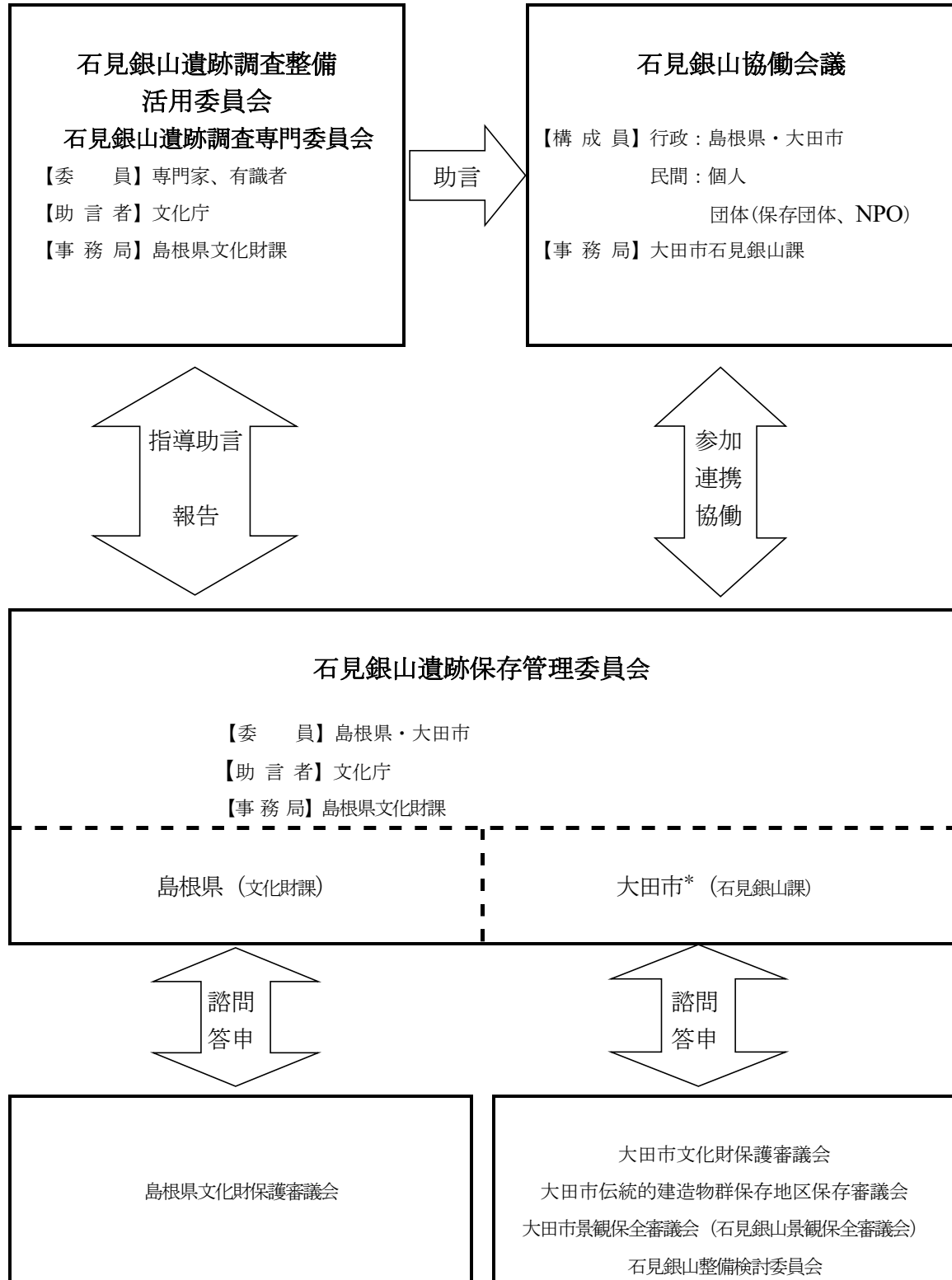
### 6. 資産に影響を与える要因

- ・資産内にある集落の空家化  
集落の空家化に対しては、集落維持（存続）のための方策について検討を続けており、特に港湾集落についてはその一環として、集落内の建物の修理・修景基準を策定した。
- ・重要伝統的建造物群地区内の伝統的建造物（民家等）の修理・修景  
修理・修景については、地区ごとに保存計画により修理事業を継続して実施している。
- ・温泉津伝建地区整備事業  
平成31年度までの予定で、下水道（汚水・雨水）整備事業および環境整備事業（無電柱化・道路舗装・街路灯）を実施中である。
- ・遺産内落石及び倒木対策  
落石危険個所については対策事業を順次実施している。倒木については、発生し次第撤去などの対応をしている。
- ・社寺  
修理が必要な社寺のうち豊栄神社、佐毘売山神社については修理に向けて調査が実施され、修理事業が開始された。
- ・調査  
発掘調査、文献調査、植生管理調査、希少種コウモリの生息調査を島根県・大田市において計画的に進めている。

- ・維持管理  
遺跡管理員を配置し、維持管理活動や環境美化活動を実施している。

## 7. 保存管理体制の状況

### 石見銀山遺跡の保存管理にかかる運営体制図



\*大田市では石見銀山プロジェクト本部会議（本部長：副市長、構成員：関係部長）を開催し、石見銀山遺跡の保存管理に係る情報・課題の共有をはじめ、市が実施する各種事業の調整等の作業を行っている。

## 8. 保護措置

- 2007年12月4日告示 大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
- 2008年3月28日告示 石見銀山街道鞆ヶ浦道・温泉津沖泊道の国史跡追加指定
- 2009年12月8日告示 温泉津地区の重要伝統的建造物群保存地区追加選定
- 2008年3月27日告示 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区保存計画
- 2009年8月 3日告示 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区保存計画
- 2009年9月30日公布 大田市景観条例（※石見銀山景観保全条例を内包するもの）
- 2010年1月 8日公布 大田市景観保全条例施行規則（※同施行規則を内包するもの）
- 2013年12月20日  
緩衝地帯内の歴史的建造物（水上神社）について市指定

## 9. 予算措置

（単位：千円）

	島根県	大田市
H25	129,103	251,122
H26	159,554	227,816
H27	159,954	364,402
H28	138,695	320,761
H29	178,978	332,704

## 10. 来訪者の状況

	来訪者人数
H25	511,600
H26	437,100
H27	375,600
H28	313,600
H29	324,800

\*内訳（一部）

	石見銀山 資料館	龍源寺間歩	旧河島家	熊谷家住宅	世界遺産 センター
H25	32,941	186,089	16,346	20,584	107,667
H26	27,503	149,143	12,705	16,565	97,232
H27	23,264	121,153	11,456	15,721	87,811
H28	16,485	101,607	7,328	11,116	79,954
H29	23,472	105,741	7,311	11,627	76,100

## 11. その他

平成29年度には「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録10周年記念事業を展開し、価値の再認識や将来の世代へ遺産を確実に引き継いでいくための機運醸成を行った。

# 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

## 1. 資産名称

ひらいずみ ぶつこくど じょうど あらわ けんちく ていえんおよ こう こがくてき いせきぐん  
平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

## 2. 所在地（県及び市町村名）

いわてけん にしいわいぐん ひらいずみちょう  
岩手県 西磐井郡 平泉町

## 3. 記載年

2011年

## 4. 評価基準

(ii)、(vi)

## 5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡

文化的景観の適用 無

## 6. 資産に影響を与える要因

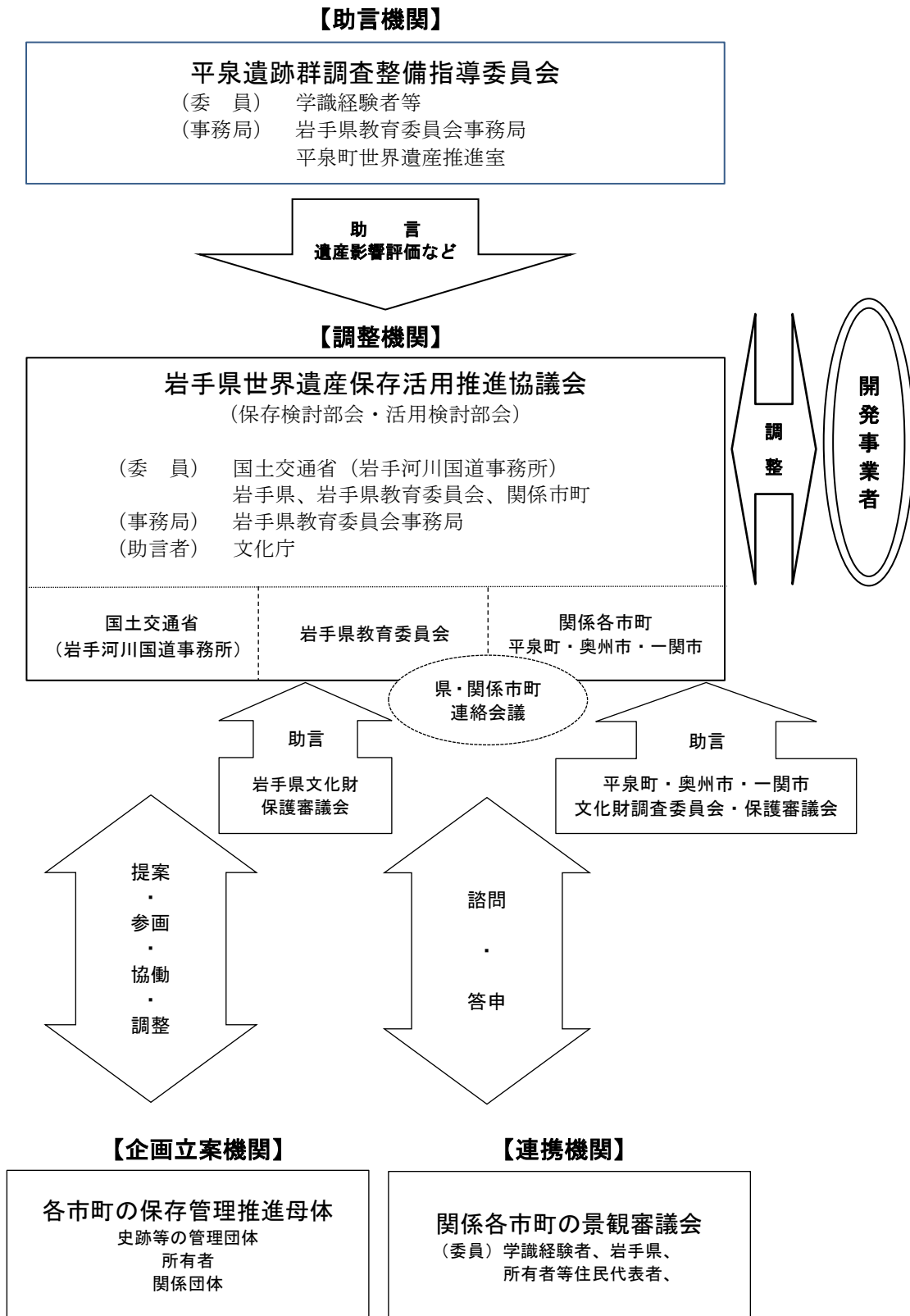
- (1) 資産内及び資産周辺に所在する住宅等は、景観等に負の影響を与えている。そのため、資産内においては計画的に住宅を除去（公有化）する予定である。
- (2) 資産内及び資産周辺に所在する高圧鉄塔等は、景観等に負の影響を与えている。そのため、事業者との協議を継続している。
- (3) 無量光院跡において、道路改良事業に伴う地下埋設物の設置が計画されている。事業者である岩手県県土整備部関係機関と協議し、地下遺構を損傷しない工法に調整を行ったうえで工事中。
- (4) 北上川において、河川氾濫抑制のための築堤が実施されている。この堤防は資産内からほぼ視認できず、しかも景観に配慮した設計となっていることから、資産の保護に好影響を与えている。
- (5) 毛越寺等の資産内における樹木については、樹木の状態調査を順次実施している。資産の価値の将来への保存に向けて期待される。
- (6) 毛越寺境内に所在する遣水の経過観察を実施し、影響を測定した。
- (7) 毛越寺境内の保存修理に向けた長期的修復計画の検討を継続している。
- (8) 平泉町祇園地内（緩衝地帯）の高速道路スマートインターチェンジ建設については、事業者等と資産に対する影響を軽減する方法について協議継続中である。

- (9) 中尊寺境内で建物の除却及び建替の計画がされている。除却は終了し、建替については地下遺構を損傷しない工法及び景観への配慮に基づき工事中。

## **7. 保存管理体制の状況**

- (1) 都道府県及び市町村における担当部局の設置
- ・岩手県 岩手県文化スポーツ部文化振興課  
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課
  - ・平泉町 平泉町教育委員会世界遺産推進室
  - ・奥州市 奥州市教育委員会事務局歴史遺産課世界遺産登録推進室
- (2) 専門家／有識者による委員会の設置
- ・平泉遺跡群調査整備指導委員会
- (3) 包括的な保存管理体制
- ・岩手県世界遺産保存活用推進協議会

【保存管理体制図】(『平泉の文化遺産 包括的保存管理計画』2012 版から抜粋)



## 8. 保護措置

特になし。

## 9. 予算措置

年度	岩手県	平泉町	計（千円）
平成 29 年度	146,692	266,094	412,786
平成 28 年度	112,825	150,305	263,130
平成 27 年度	156,864	128,440	285,304
平成 26 年度	108,857	59,038	167,895
平成 25 年度	140,780	140,542	281,322

## 10. 来訪者の状況

年	来訪者数（人）
平成 29 年	892,388
平成 28 年	925,227
平成 27 年	916,662
平成 26 年	1,021,165
平成 25 年	1,236,415

## 11. その他

- (1) 平成 30 年 3 月 29 日に岩手県世界遺産保存活用推進協議会を開催する予定である。
- (2) 風力発電等の大型構造物に対して、資産から東側山稜の良好な眺望を確保するため、現在の緩衝地帯をさらに東側に拡大し、一関市及び奥州市の景観計画を改定する予定である。



**【報告基準日】**

- ・ 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書****1. 資産名称**

ふじさん しんこう たいしょう げいじゅつ げんせん  
富士山 ー信仰の対象と芸術の源泉

**2. 所在地(県及び市町村名)**

やまなしけん ふじよしだし みのぶちよう おしのむら やまなかこむら なるさわむら ふじかわぐちこまち  
山梨県 富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

しずおかけん しずおかし ふじのみやし ふじし ごてんぼし すそのし おやまちよう  
静岡県、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

**3. 記載年**

2013年

**4. 評価基準**

(iii)、(vi)

**5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)**

遺跡

文化的景観の適用 無

**6. 資産に影響を与える要因**

富士山包括的保存管理計画に定めた観察指標に基づくモニタリングの結果、平成28年度においては、資産及び周辺環境に対する負の影響は認められていない。

なお、構成資産における整備の状況及び緩衝地帯における開発状況は以下のとおりである。整備にあたっては法令等を遵守し適切に行われている。

**➤ 構成資産における整備の状況**

- ・ 富士山城の富士スバルライン青草洞門付近において、平成27年度から洞門の延伸工事及び導流堤の新設工事を行い、平成29年度に完了した。
- ・ 富士山城の吉田ルート登山道六合目～八合目付近において、平成27年度から導流堤の新設及び倒壊した砂防堰堤の復旧工事を計画し、砂防堰堤の復旧工事に着手している。
- ・ 富士山城の吉田ルート登山道六合目付近において、平成28年度から雪崩で損傷した導流堤の復旧・強化工事を実施し、平成29年度に終了した。

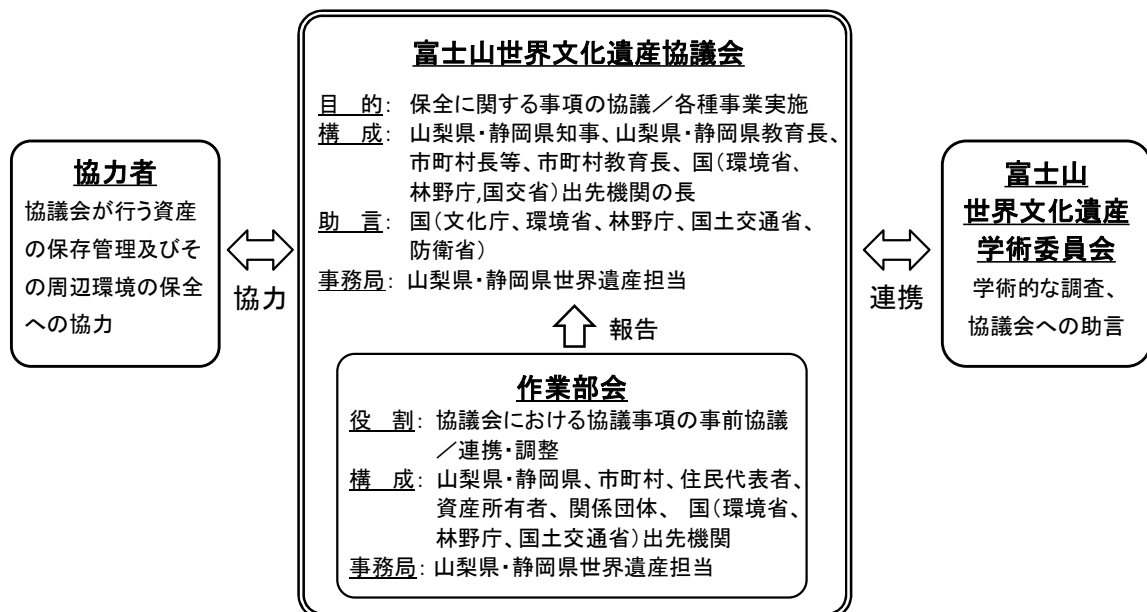
- ・ 富士山城の山頂部において、平成 28 年度に周回歩道の安全設備の改修を行った。
- ・ 富士山城・本栖湖畔の中ノ倉峠において、平成 28 年度に展望地整備を行った。
- ・ 山宮浅間神社において、平成 27 年度から遥拝所の改修及び指定地内の環境整備を行い、平成 28 年度に終了した。
- ・ 人穴富士講遺跡において、史跡整備工事として洞穴人穴の入口部の岩盤補強工事を平成 28 年度から実施している。
- ・ 白糸ノ滝において、平成 28 年度に階段沿いの岩盤補強工事を行った。
- ・ 三保松原において、平成 28 年度から L 型突堤整備工事を実施している。また、平成 30 年度中の開館を目指し、「(仮称)三保松原ビジターセンター」の整備を進めている。
- ・ 平成 29 年 7 月、須走口本七合目から吉田口下山道八合目間の山腹において、約 300m にわたり無許可で白い矢印が描かれていることを発見し、同年 8 月に山梨県・静岡県、富士吉田市、小山町、環境省及び林野庁が、共同で除去作業を行った。

➤ 緩衝地帯における開発状況

- ・ 忍野村において、民間企業が、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例の手続きを経た上で、新たな施設建設を行った。

7. 保存管理体制の状況

【管理体制図】



## 8. 保護措置

平成25年4月1日	富士河口湖町景観計画施行
平成25年4月1日	裾野市景観計画施行
平成25年9月1日	身延町景観計画施行
平成26年4月1日	西桂町景観計画施行
平成26年4月1日	御殿場市景観計画施行
平成27年7月1日	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行
平成27年10月1日	鳴沢村景観計画施行
平成28年4月1日	富士吉田市景観計画施行
平成28年4月1日	小山町景観計画施行
平成28年6月24日	山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例施行

## 9. 予算措置

富士山世界文化遺産協議会予算 (単位：円)

年度	予算額
平成26年度	22,528
平成27年度	25,649
平成28年度	19,041
平成29年度	21,983

※富士山世界文化遺産協議会（平成23年度設置）は平成25年度まで予算計上なし。

## 10. 来訪者の状況

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口八合目登山者数）

(単位：人)

年	現在の富士宮口登山道	現在の御殿場口登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
平成25年	76,784	17,709	36,508	179,720	310,721
平成26年	57,054	15,503	29,109	141,996	243,662
平成27年	51,453	14,296	21,431	117,267	204,447
平成28年	52,393	14,136	18,487	131,579	216,595
平成29年	60,701	17,060	20,041	150,609	248,411

※環境省が八合目に設置した赤外線カウンターによる。

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口五合目来訪者数）

（単位：人）

年	現在の富士宮 口登山道	現在の御殿場 口登山道	須走口登山道	吉田口登山道 (富士パルライン)	合計
平成 24 年	183,789	30,467	75,174	1,023,575	1,313,005
平成 25 年	167,839	46,558	74,574	981,802	1,270,773
平成 26 年	110,133	24,373	65,189	971,314	1,171,009
平成 27 年	99,056	36,462	43,180	1,043,705	1,222,403
平成 28 年	114,396	55,780	40,493	1,097,932	1,308,601

※山梨県観光企画課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町商工観光課の各統計による。

## 11. その他

### （会議）

平成 30 年 3 月 27 日 第 10 回富士山世界文化遺産協議会

### （シンポジウム・式典等）

平成 30 年 6 月 22 日 世界遺産登録 5 周年記念シンポジウム（仮称）

平成 31 年 2 月 23 日 富士山の日フェスタ 2019（予定）

### （特記事項）

第 40 回世界遺産委員会決議における要請事項等への対応状況は以下のとおりである。

#### ➤ パラ 8（富士山における実践の共有）

富士山世界文化遺産協議会の w e b サイトを通じ、富士山の保全の取組等の効果的な情報発信に努めている。

#### ➤ パラ 9（資産の保全状況及び戦略等の実施状況）

2018 年 12 月 1 日までに提出を求められている、最新の保全状況報告書のとりまとめを行っている。このうち、来訪者管理戦略に係る指標等の設定の考え方は、以下のとおりである。

#### ＜来訪者管理戦略に係る指標等の設定について＞

- ・ 来訪者管理の目標として定義した「望ましい富士登山の在り方」（①文化的伝統の継承、②良好な展望景観の維持、③登山の安全性・快適性の確保）を実現するため、複数の指標とその目標水準を検討してきた。
- ・ このうち、登山者数に関しては、平成 27 年から 3 年間にわたり、登山者の動態及び意識に関する詳細な調査を行った結果、安全性・快適性に影響を及ぼすような混雑は、常に発生しているのではなく、特定の日・時間帯・箇所に限られることが確認されたことから、登山者を平準化する観点から指標及び目標水準案を設定した。
- ・ これらの指標案等については、世界遺産や公園利用等の学識経験者や地元関係者等との協議を重ねてきており、最終的に、平成 30 年 3 月に開催する富士山世界文化遺産協議会で決定する。

【報告基準日】

- ・ 平成30年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

とみおかせいじょう きぬさんぎょういさんぐん  
富岡製糸場と絹産業遺産群

2. 所在地(都府県及び市区町村名)

ぐんまけん とみおかし いせさきし ふじおかし しもにたまち  
群馬県 富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町

3. 記載年

2014年

4. 評価基準

(ii)、(iv)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

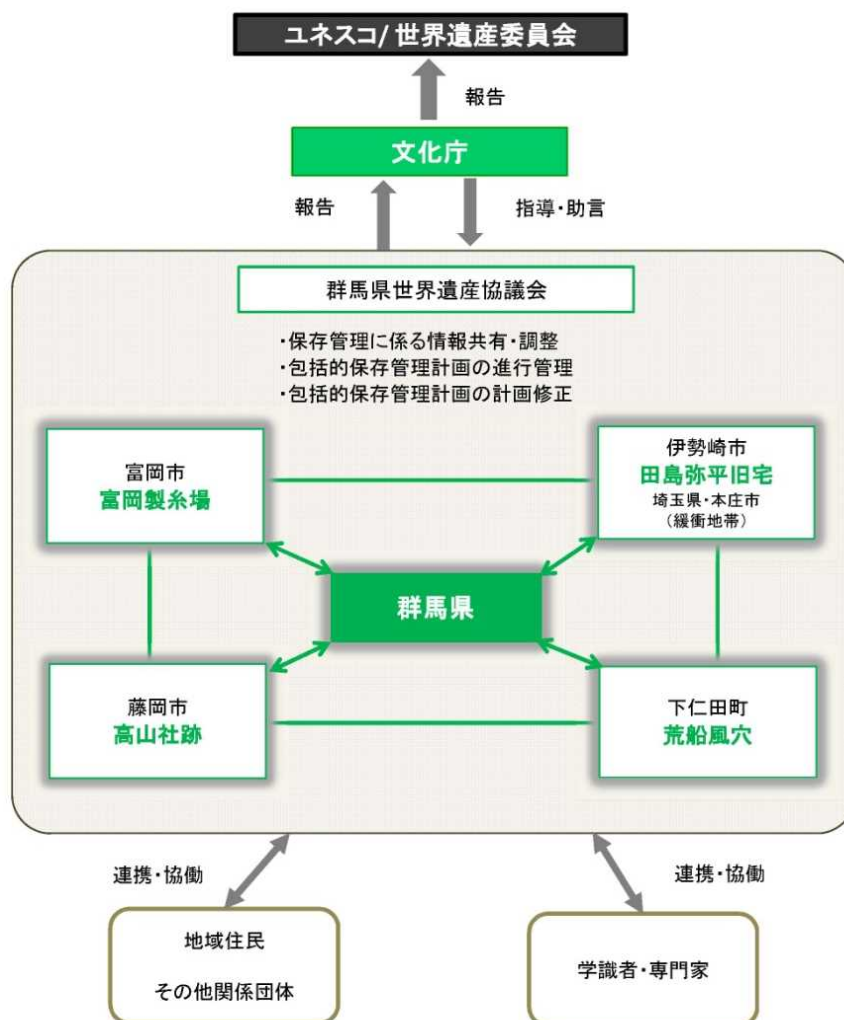
遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- (1) 各構成資産周辺に来訪者用駐車場及びガイダンス施設を整備し、世界遺産登録後に増加した来訪者に適切に対応している。
- (2) 群馬県内各地に残る絹に関連する文化財等を再評価し、保存管理を図るため、構成資産を含めた97件を「ぐんま絹遺産」に登録している。  
この「ぐんま絹遺産」をネットワーク化することにより、世界遺産構成資産と絹遺産の連携を推進し、本県の地域振興、観光及び文化的事業の新たな核にしようとするものである。
- (3) 資産・緩衝地帯に対する影響について、様々な観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施している。
- (4) 平成26年2月に記録的な大雪に見舞われ、富岡製糸場において建造物27棟(うち重要文化財6棟)に被害が生じた。特に甚大な被害となった乾燥場については、災害復旧工事が継続中。乾燥場以外については復旧工事が完了している。
- (5) 富岡製糸場の西置繭所(国宝)について、保存修理及び耐震補強のための工事が行われている。(～平成32年)

## 7. 保存管理体制の状況



※世界遺産の保存・管理・活用について、専門的な立場から助言・指導を得るため、H27.2.10「群馬県世界遺産専門委員会」を設置。

## 8. 保護措置

- ・下仁田町屋外広告物条例（2015年4月施行）

緩衝地帯内全域を「禁止地域」に、下仁田町全域を「許可地域」に設定し、広告物の表示面積や色彩等に関する規制を強化している。

## 9. 予算措置

(単位：千円)

年	群馬県	富岡市	伊勢崎市	藤岡市	下仁田町	合計
平成 25 年度	48,621	253,593	8,677	23,564	25,410	359,865
平成 26 年度	72,946	852,818	42,805	203,872	49,893	1,222,334
平成 27 年度	149,682	1,166,698	50,877	137,221	32,271	1,536,749
平成 28 年度	177,922	706,167	42,924	17,903	19,263	964,179
平成 29 年度	276,625	496,979	51,443	22,935	21,293	869,275

## 10. 来訪者の状況

(単位：人)

年	富岡製糸場	田島弥平旧宅	高山社跡	荒船風穴	合計
平成 25 年度	314,516	8,414	11,895	5,517	340,342
平成 26 年度	1,337,720	40,086	53,958	23,123	1,454,887
平成 27 年度	1,144,706	22,351	36,431	19,349	1,222,837
平成 28 年度	744,953	14,365	20,526	13,161	793,005
平成 29 年度	598,976	15,112	18,253	10,798	643,139

※平成 29 年度は 2 月末までの集計

## 11. その他

①平成 29 年度に実施したシンポジウムや式典、協議会、検討会等

- ・第 4 回群馬県世界遺産専門委員会

平成 29 年 8 月 1 日 (火) 会場：群馬県富岡合同庁舎

- ・シルクカントリーぐんま「シルク博 in 伊勢崎」

平成 29 年 12 月 17 日

(会場：田島弥平旧宅、旧境島小学校、境赤煉瓦倉庫)

- ・第 11 回群馬県世界遺産協議会

平成 30 年 3 月 22 日 (木) 会場：群馬県庁

②平成 30 年度に実施する予定のシンポジウムや式典、協議会、検討会等

(いずれも日程・会場等詳細は未定)

- ・第 5 回群馬県世界遺産専門委員会

- ・シルクカントリーぐんま「シルク博 in 下仁田」

- ・第 11 回群馬県世界遺産協議会

③世界遺産センターの整備

「富岡製糸場と絹産業遺産群」のガイダンスを行うことを主な目的とした世界遺産センターの整備を開始した。平成 30 年度末には、同センターの運用を開始する予定。設置場所は、富岡市上州富岡駅前、富岡製糸場から徒歩約 15 分。

④田島弥平旧宅緩衝地帯内の養蚕農家群の保存について

平成29年8月に、一般社団法人日本建築学会関東支部より保存活用に関する要望書が提出された。



**【報告基準日】**

- 平成30年3月1日

**世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書****1. 資産名称**

めいじにほん さんぎょうかくめいいさん せいてつ せいこう ぞうせん せきたんさんぎょう  
 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

**2. 所在地(県及び市町村名)**

ふくおかけん きたきゅうしゅうし おおむたし なかまし  
 福岡県 北九州市・大牟田市・中間市

さがけん さがし  
 佐賀県 佐賀市

ながさきけん ながさきし  
 長崎県 長崎市

くまもとけん あらおし うきし  
 熊本県 荒尾市・宇城市

かごしまけん かごしまし  
 鹿児島県 鹿児島市

やまぐちけん はぎし  
 山口県 萩市

いわてけん かまいしし  
 岩手県 釜石市

しずおかけん いず くにし  
 静岡県 伊豆の国市 (8県11市)

**3. 記載年**

2015年

**4. 評価基準**

(ii), (iv)

**5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)**

記念工作物, 遺跡, 建造物群

文化的景観の適用 無

**6. 資産に影響を与える要因**

(1) 世界遺産委員会決議(勧告)への対応(全体)

平成27年7月の第39回世界遺産委員会において決議(39COM8B.14)された勧告a)~h)に対応するため、内閣官房と関係自治体が連携して作業を進め、作業の進捗状況をまとめた「保全状況報告書」を平成29年11月30日にユネスコ世界遺産センターへ提出したところである。

## 【勧告への回答の概要】

### 勧告a)

内閣官房は、長崎市の協力の下に端島炭坑の保全措置に係る計画を作成した。

### 勧告b)

内閣官房は、所有者及び地方公共団体の協力の下に各構成資産のための保全措置の計画及び実施計画を作成した。

### 勧告c)

各構成資産の来訪者数については、3年間の調査を実施中である。その結果を踏まえて、平成31年度に来訪者管理戦略を策定する予定であり、来訪者の上限数の設定の可能性・必要性についても検討する予定である。

### 勧告d)

ガバナンス体制が十分機能しているのか否かを判断するために、チェックリストを作成しモニタリングを行った。会議は定期的に行われ十分に機能しており、モニタリングの年次報告書等を通じて相互の意思疎通・協力体制は万全に行われていることから、ガバナンス体制は適切に運営されている。

### 勧告e)

構成資産の要素及び緩衝地帯の景観について系統的にモニタリングを行うためにモニタリング・カルテを作成した。モニタリング・カルテによる毎年の観察結果は、地区別保全協議会による確認のため年次報告書に反映される。

### 勧告f)

各エリア、各構成資産の人材育成に係る現状把握に基づき、育成項目及び事業項目等を含め資産全体に共通の方針・方法を示した。

### 勧告g)

内閣官房は、独立した国際的専門家によるインタープリテーション監査、エコモス国際学術委員会委員長の各サイトにおける「歴史全体」のインタープリテーションに関する助言を踏まえ、インタープリテーション戦略を策定した。

### 勧告h)

作業指針の第172項に基づき、勧告に列挙された複数の開発計画及び公開活用施設の新築・増築・改築の計画の内容・進捗状況について取りまとめた。

## (2) 構成資産及び緩衝地帯における整備事業等

### エリア1 萩

#### ① 恵美須ヶ鼻造船所跡発掘調査（恵美須ヶ鼻造船所跡：萩市）

遺構の位置確認のため発掘調査を実施。

### エリア2 鹿児島

#### ① 花倉川右岸・左岸補修工事（旧集成館：鹿児島市）

平成29年9月の豪雨により、花倉川護岸の根入れ部に洗掘があったため、コンクリート土嚢等による補修を行った。

②寺山炭窯跡確認発掘調査（旧集成館：鹿児島市）

平成30年3月に、炭窯本体の孕みの一要因と推定される基礎部（根石）の構造及び上部石積みとの関係性を把握することを目的とした調査を実施する。

エリア3 葦山

①不審火と想定される事案によるき損の発生（葦山反射炉：伊豆の国市）

構成資産である葦山反射炉の史跡指定地内において、不審火と想定される事案により約0.2㎡をき損したものの。

②葦山反射炉発掘調査（葦山反射炉：伊豆の国市）

平成30年 調査指導委員会での検討

平成31年から 1期調査実施（5年間の予定）

③反射炉本体修復（葦山反射炉：伊豆の国市）

平成30年 基本設計

平成31年 実施設計

平成32～33年 修理工事実施

エリア4 釜石

①平成28年台風10号による災害復旧事業（橋野鉄鉱山：釜石市）

平成28年8月の台風10号により、史跡の護岸の一部崩落や史跡内表土流出、倒木などの被害が発生したことから、災害復旧事業を行った。

- ・護岸復旧工事 25m
- ・表土流出 約200㎡の範囲で発掘し遺構遺物の確認調査を実施後埋め戻し。
- ・倒木除去 4本

②橋野鉄鉱山発掘調査（橋野鉄鉱山：釜石市）

平成30年度に高炉場跡二番高炉周辺の試掘調査を実施し、高炉覆屋の有無の確認、高炉水車場の遺構確認、廃滓場の規模の確認を行う予定。

エリア5 佐賀

①三重津海軍所跡駐車場整備事業（三重津海軍所跡：佐賀市）

資産内にある駐車場を、資産外（緩衝地帯内）に移転する。平成29年度に用地買収及び設計を行い、平成30～31年度に工事を行う。平成31年度に新駐車場の供用開始予定。

②コンクリート工場の建設（三重津海軍所跡：佐賀市）

三重津海軍所跡の緩衝地帯において、コンクリート工場の建設計画がある。

資産からの展望景観をできるだけ阻害しないように、事業者や関係者と協議を行っている。平成30年3月に工事が開始され、平成30年度に工事完了予定。

③三重津海軍所跡発掘調査（三重津海軍所跡：佐賀市）（予定）

- ・平成29年11月～平成30年3月 船屋地区、稽古場地区
- ・平成30年10月頃～平成31年3月頃 修覆場地区
- ・平成31年10月頃～平成32年3月頃 稽古場地区・修覆場地区

エリア6長崎

①端島炭坑跡70号棟下部埋戻し工事（端島炭坑：長崎市）

平成28年度から平成30年度までの予定で、70号棟下部の空洞部の埋戻しを実施。

②高島炭鉱北溪井坑跡周辺環境整備工事（高島炭坑：長崎市）

平成28年度から平成30年度までの予定で、高島炭坑の緩衝地帯に位置する「旧高島町営プール」跡地の公園整備事業を実施。

③史跡高島炭鉱跡（高島北溪井坑跡）保存整備事業（高島炭坑：長崎市）

平成27年度から平成31年度までの予定で、高島炭坑において史跡展望場所を整備。（展望所へのアクセス用のスロープ、フェンスの更新、舗装、説明板等の設置等）

④重要文化財旧グラバー住宅保存整備事業（旧グラバー住宅：長崎市）

重要文化財旧グラバー住宅について、適切な保存を図り、施設利用者の安全を確保するため、平成32年度まで耐震補強工事を含む保存修理工事を実施。

⑤小菅修船場跡発掘調査（小菅修船場跡：長崎市）

平成30年度曳き揚げ機小屋内の発掘調査を実施予定。

エリア7三池

①緑地広場整備事業（三角西港：宇城市）

三角西港の緩衝地帯を含む構成資産の東端から浮棧橋に至る区域において、三角ノ瀬戸を眺望できる広場、浮棧橋から三角西港への誘導通路及び駐車場を、平成29年度から平成31年度までの予定で整備する。

②埠頭敷石陥没修理（三角西港：宇城市）

三角西港埠頭において、敷石が陥没したため、下部に割栗石及び敷石間をモルタルで充填した。

### ③発掘調査

(宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、旧長崎税関三池税関支署：大牟田市)  
(万田坑：荒尾市)

- ・宮原坑においては、平成30年度から34年度にかけて、デビーポンプ室や排水路跡といった主要施設や煙突跡などの地下遺構に関する発掘調査を行う。
- ・三池炭鉱専用鉄道敷跡においては、平成31年度から32年度にかけて、土構造物の解明のための発掘調査を行う。
- ・旧長崎税関三池税関支署においては、平成38年度に以前あった付属屋について発掘調査を予定している。
- ・万田坑においては、平成36年度デビーポンプ室、平成37年度に汽罐場跡の発掘調査を予定している。

### エリア8八幡

#### ① 街なみ環境整備事業（遠賀川水源地ポンプ室：中間市）

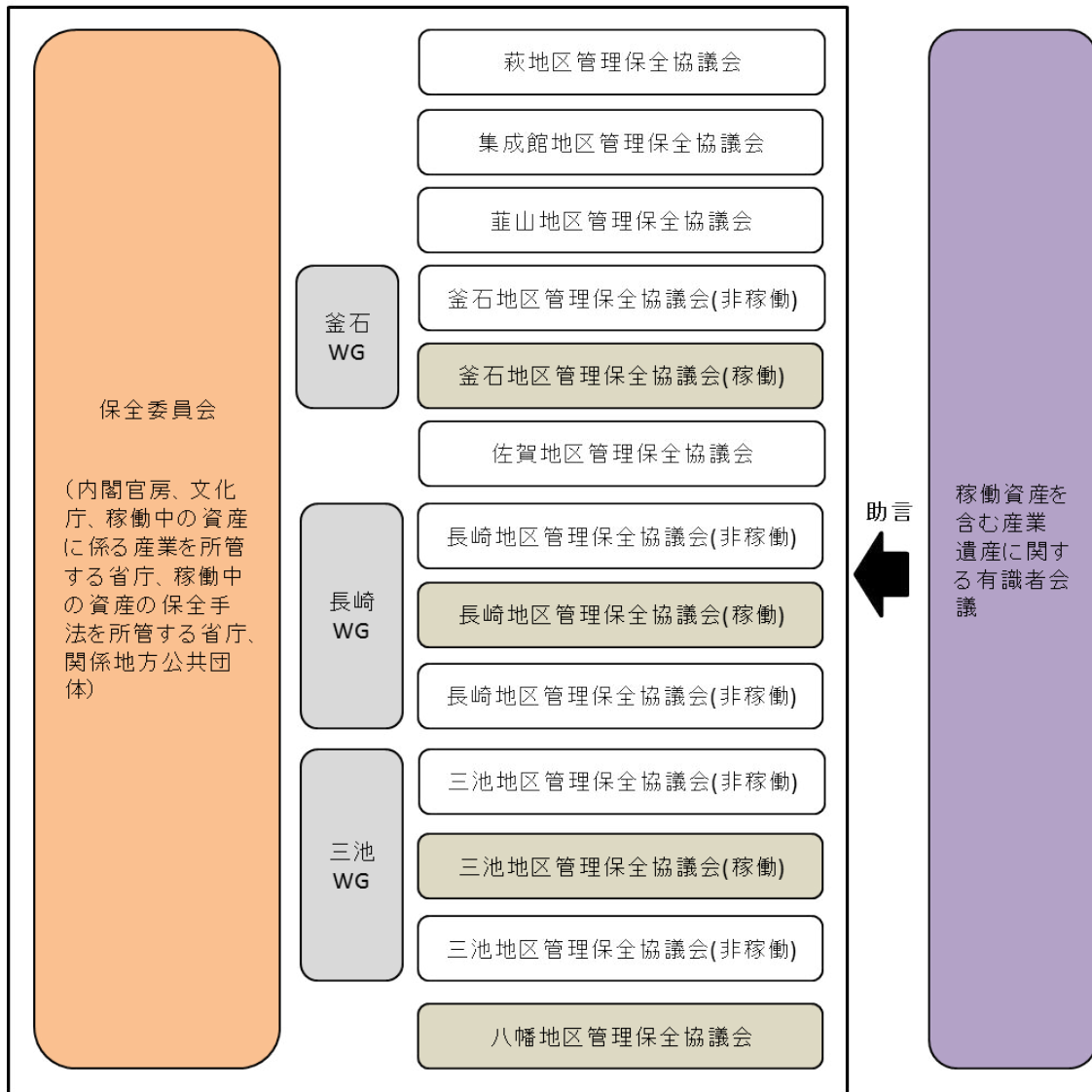
平成32年度までの予定で、遠賀川水源地ポンプ室が所在する土手ノ内地区の環境整備事業（案内板等設置）を実施。

## 7. 保存管理体制の状況

本資産の管理保全は「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」（平成26年1月29日作成）に基づいて、関係省庁、関係自治体、所有者等が連携し取り組むこととなっている。保存管理体制については、下記体制図のとおり。

なお、各地区別管理保全協議会については、それぞれ年1～3回程度開催し、所有者、管理者、関係行政機関での意思疎通に努めつつ意思決定を行っている。また、保全委員会については年2回程度開催し、関係行政機関において一群の構成資産から成る資産の全体にわたる事項について、情報・意見の交換及び意思決定を行っている。

「明治日本の産業革命遺産」管理保全体制



8. 保護措置

平成27年4月1日	中間市屋外広告物条例施行
平成27年9月	史跡 高島炭鉱跡(高島北溪井坑跡・中ノ島炭坑跡・端島炭坑跡) 保存管理計画策定
平成27年11月12日	宇城市附属機関設置条例の一部改正
平成28年3月7日	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件(文部科学省告示第45号)
平成28年3月	長崎市観光振興計画2020
平成28年10月	史跡 三井三池炭鉱跡のうち、旧長崎税関三池税関支署の史跡追加指定告示
平成29年4月1日	伊豆の国市屋外広告物条例施行

平成29年7月～平成30年3月

各資産において史跡等整備基本計画（修復・公開活用計画）策定。

史跡等の整備基本計画と世界遺産の修復・公開活用計画を一体として整備。

- 史跡萩反射炉ほか6史跡等整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」萩反射炉ほか3構成資産修復・公開活用計画
- 史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」松下村塾修復・公開活用計画
- 史跡旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝・史跡鹿児島紡績所跡整備基本計画、名勝仙巖園 附花倉御仮屋庭園整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」集成館修復・公開活用計画
- 史跡葦山反射炉整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」葦山反射炉修復・公開活用計画
- 橋野鉄鉦山の保存・整備・活用に関する計画
  - ・国史跡橋野高炉跡整備基本計画（改訂）
  - ・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」橋野鉄鉦山修復・公開活用計画
- 三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画
  - ・史跡三重津海軍所跡整備基本計画
  - ・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三重津海軍所跡修復・公開活用計画
- 史跡小菅修船場跡整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」小菅修船場跡 修復・公開活用計画
- 史跡高島炭鉦跡整備基本計画／「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」高島炭坑 端島炭坑 修復・公開活用計画
- 「世界遺産 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」旧グラバー住宅 修復・公開活用計画
- 重要文化的景観「三角浦の文化的景観」整備計画／世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三角西港修復・公開活用計画
- 三池炭鉦跡の保存・公開・活用に関する計画[大牟田市版]
  - ・史跡三井三池炭鉦跡 宮原坑跡 万田坑跡 専用鉄道敷跡 旧長崎税関三池税関支署 整備基本計画
  - ・世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」三池炭鉦修復・公開活用計画

- 三池炭鉱跡の保存・公開・活用に関する計画[荒尾市版]
  - ・ 史跡三井三池炭鉱跡 万田坑跡 専用鉄道敷跡 整備基本計画
  - ・ 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」  
三池炭鉱修復・公開活用計画

## 9. 予算措置

明治日本の産業革命遺産世界遺産協議会予算

年 度	予 算 額 (千円)
25	155,550
26	167,250
27	296,430
28	151,796
29	112,660

## 10. 来訪者の状況

年度	人数
27	4,932,960
28	3,503,794
29	3,028,488

- ※ 資産への来訪者の合計数（平成29年4月から30年2月まで）
- ※ 三菱長崎造船所 第三船渠、ジャイアント・カンチレバークレーン、占勝閣は非公開施設のため集計なし
- ※ 高島炭坑（北溪井坑跡）は29年度集計なし

## 11. その他

協議会事業として以下の展示・研修等を実施した。

### (1) デジタルドキュメンテーション展（巡回展）

グーグルアース・ストリートビュー（ソフト）及び7面の大型ディスプレイを用いた迫力のパノラマ映像により、明治日本の産業革命遺産を紹介するもの。平成27年度は萩市で、平成28年度は鹿児島市、荒尾市、長崎市、北九州市で、平成29年度は大牟田市、佐賀市、釜石市、伊豆の国市で開催した。

### (2) 管理保全研修会

関係自治体職員を対象に管理保全に係る研修を実施（平成29年5月、平成29年12月）

上記の研修会以外に、関係自治体職員は内閣官房が主催する管理保全関係の研修会（平成29年10月、平成30年2月）にも参加し、相互の意思疎通に努めた。



(3) ガイド研修会

- ①「明治日本の産業革命遺産」ガイド研修会（協議会主催）  
各地域で活動するガイド同士の交流と資質向上、活動の充実を図ることを目的として佐賀市で実施（平成29年11月）
- ②「明治日本の産業革命遺産」人材育成研修会  
（「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会主催  
（文化庁文化遺産総合活用推進事業（世界文化遺産活性化事業））  
「明治日本産業革命遺産」全体の価値、構成資産の位置付けについて  
共通した内容で説明を行うことを目的に各エリアで実施。  
（平成29年10月～平成30年2月）

【報告基準日】

- ・ 平成30年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ル・コルビュジエの<sup>けんちくさくひん</sup>建築作品—<sup>きんだいけんちくうんどう</sup>近代建築運動への<sup>けんちよ</sup>顕著な<sup>こうけん</sup>貢献—

2. 所在地(県及び市町村名)

<sup>とうきょうとたいとうく</sup>  
東京都台東区

3. 記載年

2016年

4. 評価基準

(i)、(ii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

- (1) 緩衝地帯内のJR上野駅公園口前における、JR東日本、東京都、台東区の3者による駅舎及び駅前空間整備計画が進行中である。  
本事業が国立西洋美術館の顕著な普遍的価値に対し負の影響を与えることがないように、文化庁、国立西洋美術館とも情報共有し、事業主体の3者間で協議しながら引き続き工事を進めていく。
- (2) 平成28年7月の世界遺産委員会決議においては、遺産影響評価の導入やモニタリング指標の改定等、以下の勧告がなされ、平成29年12月1日までにユネスコ世界遺産センターに勧告に対する報告を提出した。  
〔勧告の内容〕※他資産のみに係るものは除く
  - ・ 全ての構成資産における開発計画を対象として、遺産影響評価を導入すること
  - ・ 全ての構成資産についてモニタリング指標を改定すること
  - ・ 一連の資産について、関係者の合意による全体的な保全手法及び手順を整備すること
  - ・ 資産全体への潜在的影響という観点から、全ての関係国が全ての構成

- 資産における主要な開発計画について十分に把握するために、「常設会議」がどのような役割を果たすことができるかについて検討すること
- ・ 今後の拡張に向けたあり方、最終的な範囲について、「常設会議」からの案を提出すること

## 7. 保存管理体制の状況

- (1) 都道府県及び市町村における担当部局の設置
- ・ 東京都 東京都教育庁地域教育支援部管理課
  - ・ 台東区 台東区国際・都市交流推進室都市交流課  
台東区都市づくり部都市計画課  
台東区都市づくり部建築課
- (2) 資産の管理
- ・ 独立行政法人国立美術館国立西洋美術館

## 8. 保護措置

なし

## 9. 予算措置

(単位：千円)

年	国立西洋美術館	東京都	台東区 (※)
平成 24 年度	10,000	5,157	8,991
平成 25 年度	5,124	5,123	7,000
平成 26 年度	9,556	5,123	9,564
平成 27 年度	35,779	7,324	14,105
平成 28 年度	38,990	15,597	103,700
平成 29 年度	47,426	4,549	6,169

※台東区は主に周知・啓発事業に係る費用。また、金額は年度末時点の予算現額。

※ 国立西洋美術館については、世界遺産登録関連経費を記載。

## 10. 来訪者の状況

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
総来場者数	1,316,842	475,587	627,014	1,318,899	1,528,070
常設展のみ	155,193	115,795	152,896	462,979	302,409

## 11. その他

- (1) イベント、式典、会議等

<国立西洋美術館>

(展覧会)

- ・ル・コルビュジエの芸術空間－国立西洋美術館の図面からたどる思考の軌跡  
(平成 29 年 6 月 9 日～9 月 24 日)

(イベント)

- ・世界遺産登録一周年記念シンポジウム「ル・コルビュジエー日本における近代建築運動のひろがりー」(平成 29 年 11 月 9 日)

(会議)

- ・国立西洋美術館活用・公開方針検討委員会 (第 1 回 平成 29 年 12 月 18 日、  
第 2 回 平成 30 年 2 月 26 日)

<台東区>

(イベント・式典等)

- ・世界遺産区民講座 (平成 29 年 7 月 14 日、7 月 22 日、平成 30 年 2 月 27 日)
- ・国立西洋美術館世界文化遺産登録 1 周年記念植樹式 (平成 29 年 7 月 19 日)
- ・国立西洋美術館世界文化遺産台東会議 (平成 29 年 5 月 8 日)

※ 行政、議会、民間団体の代表者による周知・啓発活動の連携と情報共有

(2) その他

【報告基準日】

- 平成30年3月1日（9を除き、平成29年1月～12月を対象とする）
- 世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

「かみやどるしま」むなかた・おきのしまとかんれんいさんぐん  
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

2. 所在地（県及び市町村名）

ふくおかけんむなかたし・ふくつし  
福岡県宗像市・福津市

3. 記載年

2017年

4. 評価基準

(ii)、(iii)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

(1) 構成資産の保存状況

【構成資産1～4】宗像大社沖津宮

- 経過観察では鳥類の営巣活動、樹木の生育などの環境圧力や、大雨の影響、また巨岩の風化や遺物の露出が確認された。
- 構成資産の重要な要素である沖津宮社殿については平成29・30年度の二カ年で真実性に留意し、適切な修理が進められている。

【構成資産5】宗像大社沖津宮遙拝所

経過観察において構成資産の保存状況に目立った変化は見られない。

【構成資産6】宗像大社中津宮

平成29年8月に前庭部参道の改修が行われた。

【構成資産7】宗像大社辺津宮

辺津宮は、平成28年12月拝殿前参道の整備に始まり、平成29年9月には拝殿前の幄舎改築、勅使館の建替などが行われた。これらはいずれも構成資産の重要な要素には該当していないが、今後、景観との調和に留意する必要がある。

ある。幄舎は重要文化財である拝殿に隣接しており、拝殿への影響を観察する必要がある。平成29年6月には老朽化に伴い第二宮、第三宮の改修も行われた。

### 【構成資産8】新原・奴山古墳群

- ・経過観察において樹木の生育、小動物による営巣活動などの環境圧力、大雨の影響が確認されている。
- ・15号墳は崩落防止の為の整備が平成30・31年度事業で予定されており、平成29年度は整備に伴う確認調査が行われた。

## (2) 緩衝地帯の保全

### イ. 経過観察

- ・視点場からの景観阻害要因および既存不適格物件の観察を継続し、増減を把握するとともに更新時等に基準に適合するよう指導等を行っている。

- ・緩衝地帯内の開発行為については、必要に応じて宗像市・福津市の景観アドバイザーや世界遺産推進会議の景観デザイン会議などで十分な協議を経て事業を実施していることから資産に影響を及ぼすものはない。

- ・景観計画及び景観条例に関する違法な建築、建設及び開発行為等については、近隣住民や関係部署からの情報提供などをもとに把握に努めており、未然に防いでいる。また、屋外広告物条例に関する違反物件については、現在個別に改善に向けた指導を進めている。

### ロ. 開発圧力

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』（福岡県・宗像市・福津市 平成28年2月）に記載した開発圧力のうち、イコモス及び世界遺産委員会から指摘を受けている事項は以下の通りである。

#### ・ 洋上風力発電

「緩衝地帯を含む資産範囲の全域及び構成資産の視覚的完全性に影響を与えうる場合には資産外の区域において、適切に制限するだけでなく、完全に禁止することを表明する」との勧告が世界遺産委員会において決議された。現段階で予定されている風力発電施設の事業計画はないが、緩衝地帯東側に隣接する海域において「響灘一般海域洋上風力発電ゾーニング調査事業」（北九州市/平成29・30年度）が行われている。平成30年度以降、顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある風力発電の事業規模や範囲についてシミュレーション調査を実施し検討を進める予定である。

#### ・ 鐘崎漁港整備事業

イコモス評価書で指摘を受けた緩衝地帯範囲内にある宗像市鐘崎漁港の拡張工事。事業は平成14年から平成33年まで予定されている。現状と同規模の整備であるため顕著な普遍的価値に影響はないと考える。

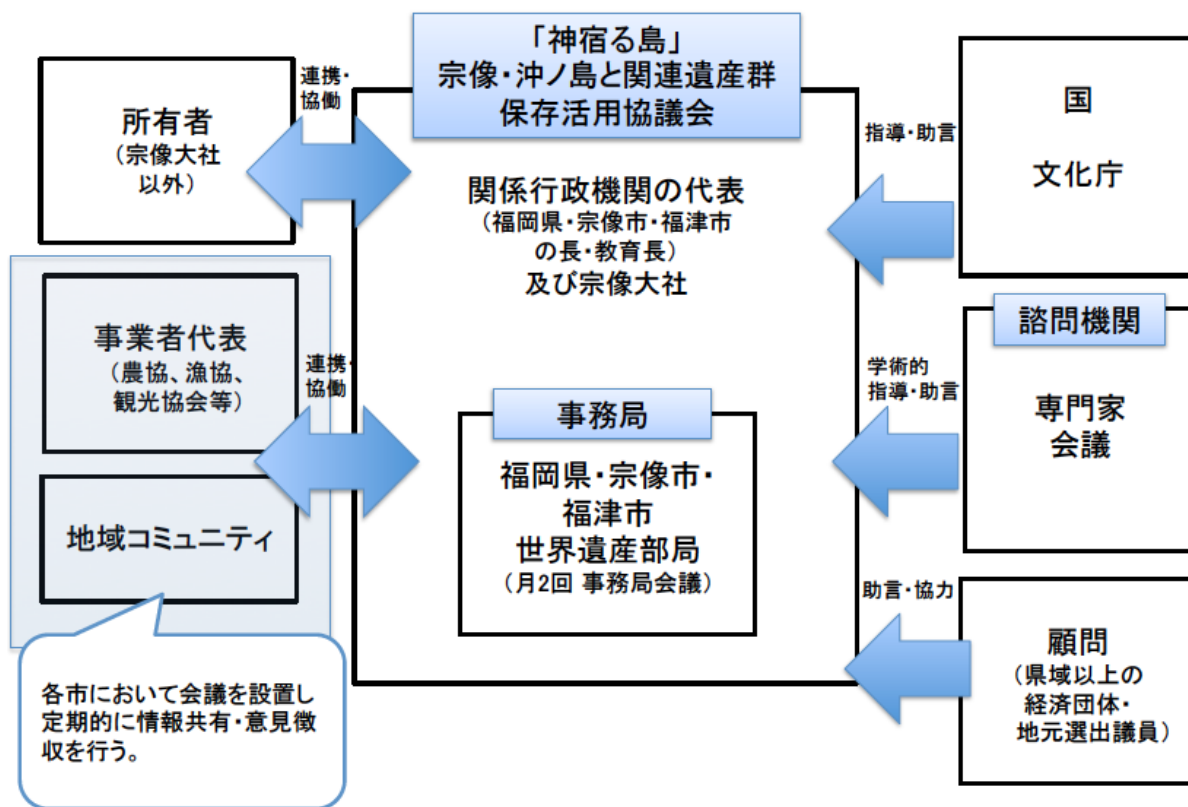
・ 奴山地区太陽光発電施設設置工事

イコモス評価書で指摘を受けた新原・奴山古墳群東側の採石場跡地で実施された太陽光発電施設の設置工事。平成29年1月から同年9月末にかけて設置された太陽光パネルや掘削法面が資産範囲内や視点場より見える状況にある。現在、福津市が土地所有者と修景・緑化に向けた協議を行い改善に向けた調整を図っている。

(3) 来訪による影響

世界遺産登録後、構成資産周辺も含めた施設等への来訪者数は確実に増加している（10.参照）が、資産の毀損、信仰活動の阻害、地域住民の生活の阻害および環境の悪化など、来訪者の増加による目立った悪影響は発生していない。

7. 保存管理体制の状況



8. 保護措置

以下の計画・条例を準備中

- ・ 史跡「宗像神社境内」保存管理計画改訂（宗像市）
- ・ 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画策定（宗像市）
- ・ 宗像市世界遺産ランドデザイン策定（宗像市）
- ・ 宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例制定（宗像市 平成30年3月28日制定）

## 9. 予算措置

(保存活用に関わる国・県・市の経費総額)

年度	予算額 (千円)
24	228,284
25	271,194
26	329,917
27	186,000
28	248,103

## 10. 来訪者の状況

構成資産	沖津宮	中津宮			辺津宮			新原・奴山古墳群	
	沖ノ島	沖津宮遙拝所	中津宮	大島交流館	辺津宮	神宝館	海の道むなかた館 ※※	新原・奴山古墳群	カメラアステージ歴史資料館 ※※
来訪者数 ※	—	29,893	25,018	15,756	411,726	78,713	171,562	12,838	63,028

※ 来訪者数はH29年7～12月までの延べ人数を記載

※※ 展示施設だけでなく図書館等を併設する複合文化施設としての全体の入館者数。

宗像市では、昨年の実数と比較できる施設において概ね1.3～1.4倍の来訪者数となっており、世界遺産目的での来訪の増加が顕著に見られる。大島についても世界遺産登録が一定の来訪者の増加につながっている。新原・奴山古墳群では登録前に比べ約6倍の年間約3万人ペースの来訪者数となっている。

なお、沖ノ島については、世界遺産登録以降、周辺海域における漁業と遊漁やダイバー等とのトラブルに関する報告はないが、瀬渡し船との調整を図っている。

## 11. その他

### イ. 保存活用に関する会議

#### ・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

第1回 推進会議 (平成29年4月17日)

- ・平成28年度事業実績及び収支決算
- ・平成29年度事業計画及び予算案

第2回 推進会議 (平成29年9月2日)

- ・前回会議以降の取り組みについて
- ・今後の保存活用の取り組みについて

#### ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会

勸告にもとづき所有者である宗像大社を含む福岡県・宗像市・福津市の首長および教育長からなる保存管理推進体制を設立。

第1回 保存活用協議会 (平成29年10月24日)

#### ・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議

第16回 専門家会議 (平成29年9月2日)



- ・イコモスによる評価
- ・世界遺産委員会での審議結果
- ・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」景観デザイン会議
  - 第1回 景観デザイン会議（平成29年6月14日）
    - ・平成29年度開発事業照会結果の報告
    - ・イコモス勧告に対する対応
    - ・新原・奴山古墳群、御嶽山展望台基本設計の検討
  - 第2回 景観デザイン会議（平成29年11月20日）
    - ・風力発電施設規制への対応方針
    - ・新原・奴山古墳群、御嶽山展望台実施設計の検討
    - ・世界遺産サイン整備
- ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 専門家会議
  - 保存活用協議会の諮問機関を設立。構成資産保全部会・緩衝地帯保全部会・公開活用部会の設置。
  - 第1回 専門家会議（平成30年2月2日）
    - ・世界遺産委員会での決議と今後の進め方
    - ・平成29年度 保全状況の審議
  - 第1回 専門家会議構成資産保存管理部会（平成30年3月2日）

## ロ. 価値の発信

- ・展示・解説施設の充実
 

平成29年1～3月特別展「宗像・沖ノ島と大和朝廷」を九州国立博物館にて開催。平成29年7月ガイダンス施設として大島交流館（宗像市）、カメラアステージ歴史資料館（福津市）が開館、海の道むなかた館・宗像大社神宝館とあわせて遺産群の価値の解説を担っている。ボランティアガイドは各資産で解説を行っているが、宗像大社辺津宮での依頼件数は、昨年から比べて約3倍になっている。
- ・情報発信
 

平成29年1月九州国立博物館の特別展に合わせて沖ノ島祭祀に関する講演会を開催。9月には世界遺産登録記念式典を宗像市で行った。また、11月に京都で遺産群の価値を紹介するシンポジウムを開催した。また、登録後に二種のリーフレットを発行し、年度内に英語・中国語・韓国語版を作成する（HPも同様）。各種学術誌・観光情報誌や各種会報誌などへの寄稿・情報提供については、登録前後から非常に多くの依頼があった。

## ハ. 環境整備

- ・眺望環境の提供
 

古墳群では登録前から高台に展望所の整備を進めており、展望所から古墳群へ降りられる園路が設けられている。大島の御嶽山山頂においても、既存の展望台を撤去し景観に配慮した展望台を設置予定である。

- ・ **交通ネットワークの構築**

大島では民間企業による1日7便の周遊バス路線を開設し、夏休み期間中や週末を中心にかなりの利用者がみられた。福津市でも古墳群とカメラリアステージ歴史資料館との間を結ぶシャトルバスを1日5便運行している。

- ・ **案内の充実**

辺津宮の前面に登録銘板を設置し、古墳群についても解説サインとともに年度内に展望所に設置する。また、構成資産周辺の国道や県道27ヵ所で道路標識の整備を行った。宗像市・福津市のボランティアガイドを対象に、登録前に研修会を実施した。

- ・ **多言語対応**

宗像市内15ヶ所の施設情報を日・英・中・韓で紹介するQRコードを設置しており、また、海の道むなかた館では、無料貸出のタブレットで日英中韓の館内展示説明に対応している。辺津宮では音声タッチペンで、大島交流館では無料貸出のスマートフォンで英語対応を行っている。神湊および大島フェリーターミナルの運行案内システム、案内サイン類は年度内に多言語化する。

- ・ **無料公衆無線LAN 整備**

辺津宮、高宮祭場、中津宮、沖津宮遙拝所、御嶽山、大島交流館、東郷駅等で平成30年1月に運用開始。